

松戸市子どもの読書活動推進計画

松戸市教育委員会

表紙画像　「松戸市立図書館 日本十進分類法キャラクター」

はじめに

幼いうちから読書の楽しみを知り、生涯にわたる読書習慣を身につけることは、生きる力を育み、人生をより豊かにするとされています。

松戸市では、昭和３９年より子どもの読書活動に取り組みはじめ、さまざまな活動を推進してまいりました。しかしながら、生活環境の変化やインターネット、スマートフォンなど新しい情報通信技術の発達、課題解決や第３の居場所（サードプレイス）としての図書館の役割の変化など、子どもや本を取り巻く環境も大きく変化してまいりました。

そこで本に親しむ機会を増やし、子どもたちが豊かな心を育むことができるよう、この度施策の指針となる「松戸市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。本市では今後も引き続き、子どもたちが過ごすあらゆる場において、子どもの発達段階に応じた読書活動ができるよう環境を整備するとともに、読書推進のための取り組みについて、関係機関と連携しながら進めてまいります。

令和　２年　３月

松戸市教育委員会

目　次

第１章　子どもの読書活動推進計画策定にあたって

1　子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3　計画策定にあたって考慮すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4　松戸市における取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第２章　計画の基本的な考え方

1　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
5　計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
6　評価指標及び目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第３章　子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

1　取り組みの構成と特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
2　具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　乳幼児の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　小学生の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　中高生の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
3　配慮を必要とする子どもへの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

第４章　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

第１章
子どもの読書活動推進計画策定にあたって

１　子どもの読書活動の意義

２　計画策定の背景

３　計画策定にあたって考慮すべき事項

４　松戸市における取り組み

第１章　子どもの読書活動推進計画策定にあたって

１　子どもの読書活動の意義

子どもが成長していく上で、本と出会い発達段階に応じた読書経験を積み重ねることはとても重要です。

出会った本に楽しさを見いだし思いをめぐらせることは、新しい言葉を学べるだけでなく知らない世界や物語の楽しさを味わうことができます。また自分の頭の中で想像することで、感性を磨き、考えを深めることもできるようになります。

このように読書は言葉や知識の習得に限らず、想像力を豊かにし、読解力や表現力、思考力などを養うなど、内面の成長に資することができます。これらは、これからの社会において必要となる「自分で判断し、考え、行動し、問題を解決する能力」でもあり、人生をより深く生きる力を身につけるといった点からも欠かすことはできません。

よって、育った環境や障害の有無などに関わらず、すべての子どもたちが「いつでも、どこでも、読書できる環境」を整え、子どもが主体的に読書活動できる体制の整備を行う必要があります。

２　計画策定の背景

平成１３年１２月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、基本理念が示されるとともに、国及び地方公共団体の責務が明確にされました。

そして同法に基づき、平成１４年８月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）が策定され、すべての子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、環境整備など施策の総合的かつ計画的な推進が図られ、その後平成２０年３月に第二次計画、平成２５年５月に第三次計画、平成３０年４月には第四次計画が策定され、成果や課題、諸情勢の変化などの検証や、方針と具体策がまとめられました。

また千葉県でも、国の推進計画に基づいて平成１５年３月に「千葉県子どもの読書活

動推進計画」の第一次計画を、平成２２年３月に第二次計画、平成２７年３月に第三次計画が策定され、『子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる　読書県「ちば」の推進』の理念のもと、県内における読書推進を図る取り組みが行われています。

3　計画策定にあたって考慮すべき事項

このように国や県では、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定しておりますが、市町村においても、国及び県の計画を基本として、子どもの読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。

また、平成３０年度に国が定めた「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」や平成２７年度に千葉県が定めた「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」においては、次の課題や方向性などが示されています。

◎社会情勢

・スマートフォンなどの普及により、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しており子どもの読書環境に大きな影響を与えている可能性がある。

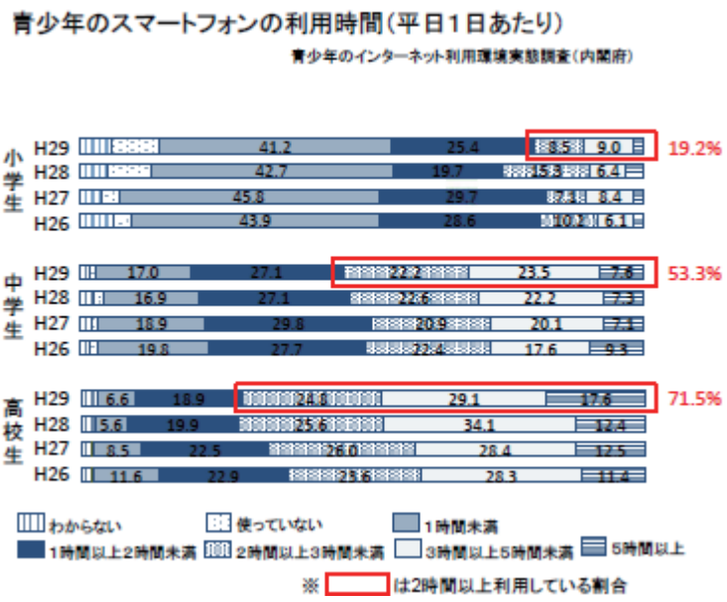

◎子どもの読書

・子どもの不読率[1]について、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い状況にある。

・乳幼児期から発達段階や子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動、読書習慣の形成が図れるような活動を推進していく必要がある。

第 63 回学校読書調査（公益財団法人全国学校図書館協議会・株式会社毎日新聞社）

不読率※の推移(%)　※1ヶ月に1冊も本を読まなかった人の割合

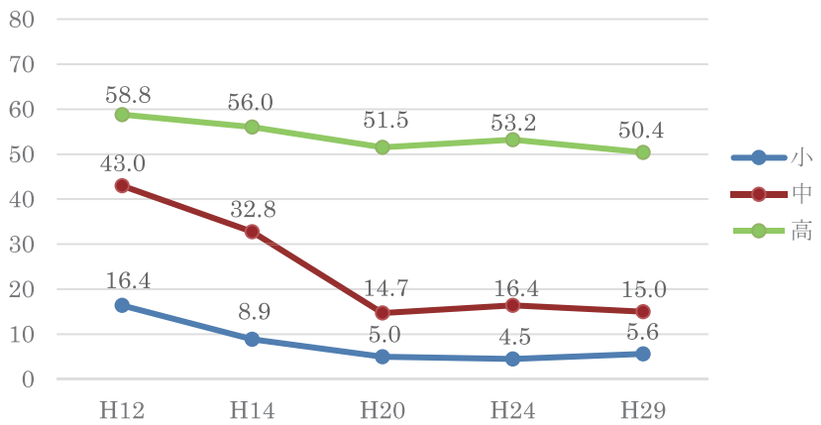

◎読書活動の推進体制

・子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、担い手となる人材の育成が必要である。

・行政、学校、民間などが連携・協力し、横断的かつ継続な取り組みが行われるような体制を整備するとともに、その支援が必要である。

本市の計画策定にあたっても、これらの課題や方向性を十分考慮することが必要です。

４　松戸市における取り組み

本市の子どもの読書活動については、図書館を中心に読み聞かせをはじめ、企画展示や子ども本まつり[2]、また保護者やボランティアを対象にした絵本の選び方の講座を開催するなど、関係者や関係機関との連携・協力のもと、多岐に渡って展開してきました。

さらに、平成２７年には松戸市教育委員会において「松戸市図書館整備計画」を策定し、目指す目標の１つとして「本を通じて子どもを育む図書館」を掲げ、

①子どもの成長過程に応じた読書活動と学習活動の支援

②学校及び学校図書館との連携

③家庭での読書活動への支援

の３つの柱を定め、子どもの読書活動の支援と環境整備に取り組んできました。これまでの松戸市における子どもの読書活動に関する主な取り組みは下記のとおりです。

①子どもの成長過程に応じた読書活動と学習活動の支援

・推薦図書リスト「こどものほんだな」の配布（図書館）

・おはなし会の開催及びおはなしボランティアの育成研修（図書館）

・「こども読書通帳[3]サービス」の導入（図書館）

・タブレット型インターネット端末利用サービスの導入（図書館）



▲おはなし会



▲タブレット

②学校及び学校図書館との連携

・学校図書館専門員・支援員[4]の配置及び資質向上のための研修（指導課）

・学校貸出[5]サービスの開始（図書館）

・公共図書館と学校図書館の連携のための研修会（図書館）

・小学校での読み聞かせ講座[6]の開催（図書館）



▲研修会

③家庭での読書活動への支援

・松戸市ブックスタート[7]事業（幼児教育課、母子保健担当室、図書館）

・子ども読書推進センター・新松戸こどものとしょかんの開館（図書館）

・親子絵本講座の開催（図書館）

・パートナー講座「子どもの本の選び方」の開催（図書館）



▲新松戸こどものとしょかん



▲子ども読書推進センター



▲こどものとしょかん

引き続き子どもたちの成長を支え、松戸市のすべての子どもたちが、本に親しみ読書習慣を身に付けられるよう施策に取り組むことが必要です。

第2章

計画の基本的な考え方

1　計画の位置づけ

2　基本理念

3　基本方針

4　計画の期間

5　計画の対象

6　評価指標及び目標値

第２章　計画の基本的な考え方

1　計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項に規定されているものであり、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを示すものです。また、松戸市総合計画や松戸市社会教育計画、松戸市子ども総合計画、松戸市図書館整備計画など関連計画との整合性を図っていきます。

2　基本理念

「 本を通じて　子どもを育む　まつど 」

本市における子どもの読書活動の現状や国、県の計画の方向性をふまえ、それぞれの発達段階において、家庭や地域、学校・保育所（園）・幼稚園、市立図書館など、子どもの読書に関わるすべての人たちが一体となって子どもの読書活動を進め、子どもたちの豊かな心を育んでいく必要があることから、本計画の基本理念を「本を通じて子どもを育む まつど」といたします。

3　基本方針

この基本理念の実現に向け、国・県の動向や本市が取り組んできた実績、子どもを取り巻く環境の変化などから生まれる新しい課題、各種データやアンケート分析などをもとに、次の３点を基本方針といたします。

（１）本に親しむ機会の充実

子どもたちが読書習慣を身につけるためには、社会全体で支援することが必要です。それぞれの発達段階に応じた取り組みを進めます。

（２）より良い読書環境の整備

さまざまな場所において子どもたちが読書活動を行えるよう、本に触れ、読書に親しめる環境を整備します。

（３）子どもの読書活動に関する普及啓発

市民や関係者、関係機関へ、子どもの読書活動についての理解と関心を深めるための情報提供や啓発活動に取り組みます。

４　計画の期間

計画期間は、令和２年度から令和６年度までのおおむね５年間とします。計画期間終了後は本計画における取り組み状況をふまえ、必要に応じて見直していきます。

５　計画の対象

本計画の対象とする子どもは、おおむね１８歳以下とします。

６　評価指標及び目標値

基本理念や基本方針などから設定する本計画の評価指標及び目標数値は以下のとおりです。なお本計画の計画期間をおおむね５年としていることから、令和６年度を目標年度とし、必要に応じて進捗管理等を行いながら各事業の取り組みに反映させていきます。

基本方針	評価指標	現状値 (平成 30 年度　松戸市)		目標値 (令和 6 年度　松戸市)	参考値 (平成 29 年度　千葉県)
本に親しむ機会の充実	児童書貸出数(図書館) (1)	726,977 冊		740,000 冊	―
	市立図書館おはなし会参加者数(2)	13,312 人		15,000 人	―
	読書が好きな子どもの割合	小 6 (3)	74%	80%	74.6%
		中 3 (3)	74%	80%	73.5%
		高 2 (4)	73%	80%	77.8% (H25)
	不読率	小 6 (5)	16.5%	13%	18%
		中 3 (5)	33.7%	25%	29.1%
		高 2 (4)	50%	40%	45.9% (H25)
より良い環境の整備	児童書蔵書数(図書館) (6)	173,535 冊		200,000 冊	―
	団体貸出総数(7)	491 冊		1,000 冊	―
	学校貸出を利用している小学校の割合(8)	84.4%		100%	―
	学校貸出を利用している中学校の割合(8)	15%		100%	
	子ども向けの点字・大活字・外国語資料数(9)	535 点		750 点	―
子どもの読書活動に関する普及啓発	ブックスタート配布率(10)	100%		100%	―
	市立図書館案内広報紙配布数(11)	52,764		60,000	―

(1) (2) (6) (7) (8) (9) (11)図書館統計　(3) 文部科学省「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」(4)市立図書館によるアンケート調査 (5) 文部科学省「平成 30 年度全国学力・学習状況調査」(10)母子保健担当室データ

第３章

子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

1　取り組みの構成と特色

2　具体的な方策

- 乳幼児の時期（おおむね６歳くらいまで）
- 小学生の時期（おおむね６歳から 12 歳くらいまで）
- 中高生の時期（おおむね 12 歳から 18 歳くらいまで）

3　配慮を必要とする子どもへの取り組み

第３章　子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み

１　取り組みの構成と特色

子どもの豊かな心身の育成にあたって発達段階に応じて適切な対応と支援を行っていく必要がありますが、子どもの読書習慣についても同じように発達段階に応じた働きかけを継続して行うことが重要です。

そこで本計画では、０歳から１８歳を**「乳幼児の時期」「小学生の時期」「中高生の時期」**に分けた上で、方策を「発達段階」×「家庭・地域・学校・行政機関などの取り組み主体」で設定することで、各期に応じた取り組みをより具体的に進められるような形といたしました。

加えて、読書に取り組む上で何かしらの支援が必要な子どもについては、**「配慮を必要とする子どもへの取り組み」**として別に定め、すべての子どもたちの読書活動を支援するために必要な方策を推進していきます。

なお、今後の取り組みのうち、家庭や地域、子育て関連施設等においては、子どもの読書活動を推進するにあたり期待される具体的な取り組みを記載しています。

2　具体的な方策

乳幼児の時期（おおむね６歳くらいまで）

（１）乳幼児の時期の特徴

乳幼児の時期には、保護者をはじめとした大人の積極的な語りかけが心の成長に大きく影響すると言われていますが、乳幼児と本とのかかわりは、この語りかけ、いわゆる聞く読書によって始まります。その聞く読書である本の読み聞かせは、言葉のやりとりや触れあうためのきっかけを作るとともに、読書習慣の形成や言葉の獲得という視点からも大事な役割を担っています。

また、保育園や幼稚園など集団生活の中での読み聞かせ体験や本のふれあいも、心の成長を促し健全な成長を支えるものとなります。

このように、子どもの年齢が低いほど周囲の大人が果たす役割が重要となるため、たくさんの本と出会う機会をつくり、そして子どもと大人が一緒に本に親しめるよう取り巻く読書環境の充実を図るとともに、読書の習慣化と意義についてさまざまな機会を通して啓発・支援する必要があります。

コラム　乳幼児の読書について

本の読み聞かせは心の脳を育みます

子どもの様子を見ながら、ともに楽しいひと時を過ごしましょう。

読み聞かせは「楽しい、嬉しい」「怖い、嫌だ」等を感じる
「心の脳」を刺激します。

また、「親子の絆」をつくることにも繋がります。



脳科学者 川島隆太教授監修

松戸市版幼児教育『まつどっ子 未来のために今』より一部抜粋

（２）現在の取り組みと課題

本市では、図書館によるおはなし会の開催、保護者向けの講座の開催、おすすめ本リーフレットの配布、健診会場での図書館案内など、ボランティアと協力し家庭への読書推進を行ってきました。平成２８年度からは絵本をきっかけに親子のコミュニケーションを促すブックスタート事業を開始し、行政・ボランティア・民間と連携して、乳幼児と保護者を対象にした取り組みを進めています。

平成３０年度に市立図書館が市内の子育て支援施設を対象に行ったアンケートによると、各施設においても絵本の読み聞かせやパネルシアター[8]などの読書活動や、児童書を多く保有するなどの読書環境の整備などに積極的に取り組んでいることが分かりました。

またその取り組みが子どもたちを本好きにするだけではなく、心の成長に大きな効果を生んでいるという声も多数寄せられました。

現在、行政（図書館を除く)及び子育て支援施設では、乳幼児期の子どもとその保護者を対象に、下記のとおり絵本の読み聞かせや普及啓発を行っています。

＜行政（図書館を除く）及び子育て支援施設で行っている取り組み＞

担当課等	取り組み内容
幼児教育課	○松戸市ブックスタート事業 内容：生後４か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を助産師・保健師が訪問する乳児家庭全戸訪問の際に、絵本１冊を含む「ブックスタート・パック」を手渡す ○ブックスタート講演会 内容：乳幼児期からの読み聞かせの効果の啓発、幼児教育に関する普及啓発
子ども家庭相談課 母子保健担当室	○松戸市ブックスタート事業（再掲） 内容：生後４か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を助産師・保健師が訪問する乳児家庭全戸訪問の際に、絵本１冊を含む「ブックスタート・パック」を手渡す ○保護者への読書普及啓発 内容：１歳６か月児健康診査の合間に、図書館派遣の読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせと図書館利用案内 ○1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査にて「友だち 100 冊できるかな」を配布
市立保育所、私立保育園、小規模保育施設、幼稚園、認定こども園	○本のコーナーの設置 ○読み聞かせ、パネルシアター ○保護者への読書普及活動　○ボランティアによるおはなし会 ○市立図書館の活用

子育て支援課 （おやこ DE 広場、 子育て支援センター）	○絵本・育児書の設置（ブックスタート事業紹介コーナー設置） ○読み聞かせの実施 ○保護者への読書普及活動 ○ボランティアによるおはなし会
子どもわかもの課 常盤平児童福祉館 （ほっとるーむ常盤平）、こども館 （野菊野、根木内）	○読み聞かせの実施 ○ボランティアによるおはなし会 ○絵本・育児書の設置 ○保護者への読書普及活動 ○ブックスタート紹介コーナー設置
生涯学習推進課	○家庭教育学級事業 内容：家庭の教育力の向上を支援するため、子育て中の市民に学習機会を提供 ○松戸市版幼児家庭教育パンフレット「まつどっ子　未来のために今」の配布 ○パートナー講座「松戸市の家庭教育支援について」へ講師派遣

また市立図書館でも、必要に応じて関係団体や関係部署と連携しながら、乳幼児期の子どもとその保護者を対象に事業を行っています。

＜市立図書館で行っている取り組み＞

乳幼児 対象事業	○松戸市ブックスタート事業（再掲） 内容：配布絵本の選定補助、ブックスタート紹介コーナーの設置
	○「こどもの読書週間[9]」事業（4 月 23 日～5 月末） 内容：子どもの読書を普及啓発する企画展示、おはなし会
	○おはなし会「絵本はじめのい～っぽ」 内容：親子で絵本を手に取るフリータイムや関連絵本の紹介を実施 対象：乳幼児（0 歳から 3 歳位）とその保護者 会場：市内 7 施設（各月 1 回） ・ほっとるーむ新松戸　・河原塚第一町会公民館 ・ほっとるーむ常盤平　・根木内こども館（晴香園） ・矢切公民館（総合福祉館内）　・CMS 子育て支援センター（六高台保育園内） ・チェリッシュ・サポート・システム
	○おはなし会「小さい子のためのおはなし会」 対象：乳幼児（0 歳から 3 歳位）とその保護者 会場：子ども読書推進センター（週 2～3 回、午前・午後開催）
	○親子絵本講座

	○親子絵本講座 内容：テーマ別おすすめ絵本、ふれあい遊び、わらべうたを紹介 対象：乳幼児（0 歳から 3 歳位）とその保護者 会場：子ども読書推進センター（年 10 回、第 2 金曜に開催）
	○「こども読書通帳」の発行 内容：読書記録を通帳に記帳 対象：松戸市在住または在学・在園の小学生以下 場所：本館 1 階こどものとしょかん、子ども読書推進センター
	○リーフレット「図書館の利用案内とおすすめ絵本―0～3 歳くらいのお子さんをお持ちの保護者の方へ」の配布 会場：1 歳 6 か月児健康診査時及び図書館窓口
	○1 歳 6 か月児健康診査時の読み聞かせおよび図書館利用案内 内容：図書館と図書館登録「おはなしボランティア」による 1 歳 6 か月児健康診査会場にて読み聞かせと図書館利用案内の配布
	○大型絵本[10]の貸出（子ども読書推進センター・新松戸こどものとしょかん） １人２冊まで貸出
おはなしボランティアの育成支援	○おはなしボランティア養成講座 内容：読み聞かせの方法、本の選び方、プログラムの組み方などを教え、修了者のうち希望者は、図書館おはなしボランティアに登録 ○おはなしボランティア研修会（月２回） 内容：図書館主催おはなし会のプログラム研修とスキルアップのための研修会 ○ステップアップ研修会 内容：外部講師を招き、レベルアップのための研修会を実施
子育て支援施設等への支援	○おはなし会 内容：子育て支援施設やイベント会場にておはなし会（単発・定期）を開催
	○団体貸出[11] 対象：市内の家庭文庫[12]等（子育て支援施設等も対象） 内容：3 か月間の絵本貸出（本館 100 冊、分館 50 冊）
	○パートナー講座「子どもの本の選び方」への講師派遣 対象：子どもと保護者 内容：読み聞かせ、手遊び、本の選び方のコツなど

特におはなし会については、乳幼児と保護者が絵本に親しむきっかけづくりとして、市内の公共施設や子育て支援施設へ図書館登録のおはなしボランティアを派遣し、乳幼

ためのおはなし会」などを数多く開催しています。

	H28	H29	H30
おはなし会	13,356 人	13,406 人	13,312 人*

*麻しん（はしか）の発生により 10 月～12 月の一部のおはなし会を中止。　（図書館）





▲おはなし会

本市の特色として、これらの取り組みについて１００名を超えるおはなしボランティアの方々を中心に行っていますが、毎月２回、スキルアップを図るための研修を実施するなど、日々研鑽を積んでいます。

	H28	H29	H30
おはなしボランティア登録者数	112 名	121 名	120 名

（図書館）



◀ボランティア研修会

また１歳６か月児健診の会場では「図書館の利用案内とおすすめ絵本―０～３歳くらいのお子さんをお持ちの保護者の方へ―」を配布し、図書館の利用案内を行うとともに、ボランティアによる絵本の読み聞かせを実施しています。



▲1 歳 6 か月児健診会場

平成２８年度からは、乳児全戸訪問時に絵本を手渡す「ブックスタート事業」をはじめました。保護者からは「絵本をもらえてうれしかった」「子どもとのコミュニケーションに役立ちそう」「図書館に行ってみたい」などの一定の評価をいただいています。

	H28	H29	H30
ブックスタート・パック[13] 配布数	3,156	3,674	3,578

（幼児教育課）

1．絵本をもらえてうれしかった	161（95%）
2．子どもとのコミュニケーションに役立ちそうと感じた	95（56%）
3．絵本の種類や内容がよかった	85（50%）
4．赤ちゃん訪問時の対応や説明がわかりやすかった	77（46%）
5．どんな絵本を選べば良いか参考となった	64（38%）
6．図書館に行ってみたいと思った	46（27%）
7．図書館の情報が得られてよかった	41（24%）
8．その他	3（2%）

※ブックスタートアンケート　　平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

このようにさまざまな取り組みを積極的に進めておりますが、保育施設など一部の施設において児童書の蔵書が十分ではなく、さらに読み聞かせを行う人材や啓発活動の不足などの課題が挙げられています。

松戸市内乳幼児向け施設　アンケート結果より課題の抜粋

（平成 31 年 2 月　松戸市立図書館実施）

●保護者に向けた読書啓発活動

実施している	61%
実施していない	39%

●職員に対する読書関連研修

実施している	38%
実施していない	62%

●児童書保有数

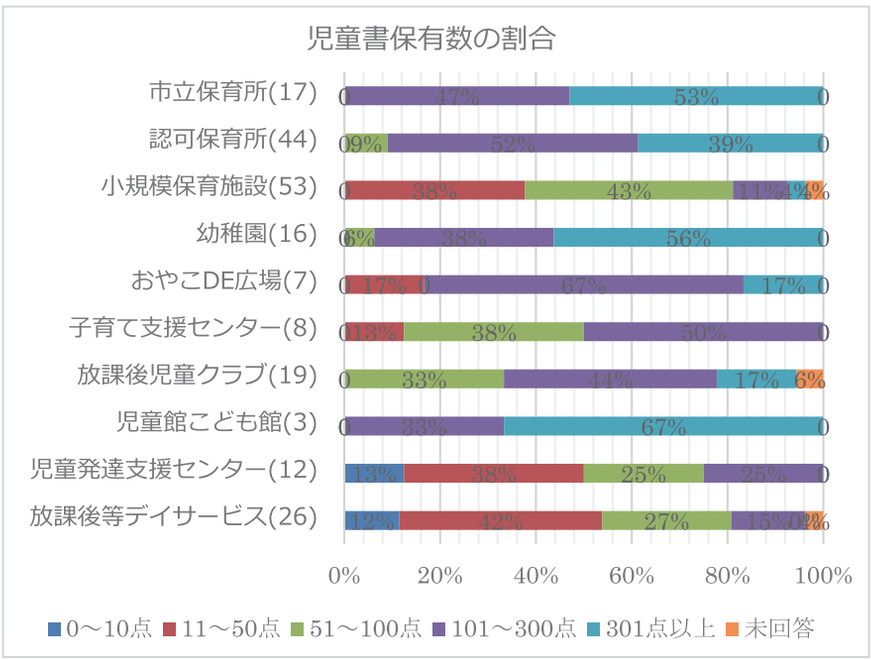

●図書館への要望

絵本などを優先的に貸し出ししていただきたい　(保育所)
ボランティアの方に来所し、本の紹介をしていただきたい　(保育所)

課　題

① **支援を必要としている施設との連携強化**

市内の保育所（園）、幼稚園、小規模保育施設、子育て支援施設などの一部の施設において、蔵書や読み聞かせボランティアなどが不足していることから、子どもの読書活動を支援していく体制を整える必要があります。

② **子どもの読書活動に対する啓発**

施設や保護者などに対する読書活動の必要性、重要性などについての啓発が必要です。

（３）今後の主な取り組み

①　家庭・地域

乳幼児の時期から子どもの読書習慣を形成するためには、家庭や地域において、日常的に本に親しめる環境を作ることが大切なことから、各家庭や地域の状況に応じて取り組むことが望まれます。

＜家庭での取り組み＞

	取り組み内容　及び　期待されること
1	○　保護者（父、母、祖父母等）による絵本の読み聞かせ ⇒　親子で物語の楽しさを共有することで、読書が好きになり、子どもの読書習慣の形成につながることが期待できます。
2	○　家族で図書館や書店を訪れる ⇒　より多くの本に触れることができ、素晴らしい本との出会いが期待できます。
3	○　おはなし会への参加 ⇒　わらべ歌や手遊びを覚えたり、自分では手に取らなかった絵本や紙芝居・大型絵本の面白さが発見できます。

＜地域での取り組み＞

	取り組み内容　及び　期待されること
1	○　社会福祉協議会、子ども会などで絵本の読み聞かせ ⇒　地域とのつながりができることで、地域で持っている読み聞かせや子どもの読書に関する知識を活かすことができ、地域の子育てを支えることが期待されます。
2	○　家庭文庫の開設 ⇒　地域の読書環境の充実を図ることが期待できます。

②保育所（園）・幼稚園・認定こども園

幼稚園教育要領には、言葉を育むために絵本や物語に親しむことが挙げられており、絵本や物語の言葉のリズムや表現を楽しむことで、読書習慣につながることが期待できます。そこで保育所（園）や幼稚園において、園児の興味や関心に応じた絵本の読み聞かせやおはなし会など、本に親しむ機会の充実と環境整備に取り組むことが望まれます。

基本方針(ｐ９)：①本に親しむ機会の充実②より良い読書環境の充実③子どもの読書活動に関する機会の充実

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	拡大	①	ボランティア等と連携し読書に親しむ機会を充実させることが望まれます。
2	拡大	②	乳幼児向けの本の購入や寄贈の受け入れ、市立図書館の貸し出しなどを活用することで、施設の読書環境を充実させることが期待できます。
3	拡大	③	保育士等が研修に参加することで、読み聞かせ技術や絵本・紙芝居について知識を習得することが期待されます。
4	継続	③	保護者を対象に、園で読んだ絵本や読書活動の効果について、行事や保護者会、おたよりや掲示などを通じて啓発することが望まれます。

③子育て支援施設　【おやこ DE 広場、子育て支援センター、ほっとるーむ、児童館、こども館】

子育て支援の一層の充実を図るため子どもの読書環境を充実させることが望まれます。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	継続	①	ボランティアなどと連携しておはなし会を開催し、親子で絵本に親しむ機会を設けることが望まれます。
2	継続	②	身近で本を手に取ることができるように、子育て情報や乳幼児向けの図書コーナーの設置などが望まれます。
3	継続	③	図書館やボランティアと連携して、読書の大切さや意義について啓発する機会を設けることが期待されます。

④図書館

市立図書館は、子どもの読書活動を推進するにあたり、全ての施策の中心となる重要な役割を担っています。また子どもにとっては、たくさんの本にふれあい、親しみ、楽しむことができる身近な場所でもあります。そこで、乳幼児に本に興味や関心を持ってもらえるよう、読み聞かせや講座やイベントなど、関係機関と積極的に連携し取り組むとともに、子どもの読書活動への普及啓発に努めます。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	新規	②	保育所（園）や幼稚園などへ情報提供するとともに、読書相談や選書相談などを行います。
2	拡大	②	ゆっくり本選びや読み聞かせができるよう、「赤ちゃん向け絵本コーナー」の整備を進めます。
3	拡大	②	保育所（園）、幼稚園や子育て支援施設を対象に、団体貸出など、読書環境の整備を図ります。
4	拡大	②	読書通帳機の設置場所を増やします。
5	拡大	③	乳幼児向け推薦図書リストを配布するとともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[14]などで情報を発信します。
6	継続	①	地域の市民センターや公民館、こども館などにおいて、図書館職員やおはなしボランティアによるおはなし会を開催し、親子で絵本に親しむ機会を提供するとともに、保護者に乳幼児期の読書の大切さを伝えます。
7	継続	①	おはなし会にて、乳幼児期に楽しめる絵本や、わらべ歌などの関連本の紹介を行い、家庭で絵本を楽しむきっかけづくりに取り組みます。
8	継続	①②③	おはなしボランティアの養成を進めるとともに、資質向上のための研修会を開催します。
9	継続	①③	１歳６か月児健診へおはなしボランティアを派遣し、図書館の利用案内や手遊び、絵本の読み聞かせなどを行い絵本に親しむきっかけをつくります。

10	継続	②③	ブックスタート事業について関係課と連携し、事業のPRや本の紹介などを行います。

11	継続	③	「親子絵本講座」や「パートナー講座」において、読書の意義や絵本選び、読み聞かせ時のアドバイスなどを行います。

⑤その他

図書館以外の行政関係部署においても、それぞれが必要に応じて連携、協力を図り、子どもの読書活動を推進します。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	拡大	③	ママパパ学級など、出産前の保護者を対象に、子どもの読書活動の重要性に関するリーフレットの配布などの普及啓発を行います。 【母子保健担当室、図書館】

2	継続	①②③	生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を助産師・保健師が訪問する乳児家庭全戸訪問の際に、絵本1冊を含む「ブックスタート・パック」を手渡すブックスタート事業を実施します。【幼児教育課、母子保健担当室、図書館】

3	継続	①③	1歳6か月児健康診査（集団健診）時に、絵本の読み聞かせや子どもの読書活動の重要性に関するリーフレットの配布などの普及啓発を行います。 【母子保健担当室、図書館】

4	継続	③	ブックスタート講演会を開催し、乳幼児期からの読み聞かせの効果や幼児教育に関する普及啓発を行います。【幼児教育課】

5	継続	③	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査で、「友だち100冊できるかな」を配布します。【母子保健担当室】

小学生の時期（おおむね 6 歳から 12 歳くらいまで）

（１）小学生の時期の特徴

小学生の時期は言語能力や学力の向上だけにとどまらず、人間形成や社会性の涵養においてもとても重要な時期であることから、この時期に本に親しみ生涯にわたる読書習慣を身につけることが重要です。

低学年では、本の読み聞かせを楽しむのと並行して自分で本を読み始めます。中学年になると、たくさんの本を読むことに楽しみを見いだす子がいる一方で、本を読み通すことを難しく感じる子も出始めます。

高学年では、重厚な物語や科学、知識など、自分の興味にあった本に楽しさを見出す子もいれば、読書を敬遠する子など、読書の好みや本への向き合い方に傾向が出る時期でもあります。

このように同じ小学生の時期でも、一人ひとり本とのかかわりが大きく変わってくることから、読書習慣を形成する機会の充実やおすすめ本の紹介など、さまざまな本に触れる機会を確保することができるように、それぞれの時期、個々の児童の状況に応じた読書活動の取り組みを進めていく必要があります。

（２）現在の取り組みと課題

子どもたちが多くの時間を過ごしている小学校においては、保護者などによる朝の読み聞かせや、朝の一定時間に読書する「朝の読書」の時間が設けられているなど、それぞれ積極的に読書に親しむ機会の拡充に取り組んでいます。

また各学校図書館は、学校図書館長である校長のリーダーシップのもと、司書教諭や学校図書館専門員・支援員を中心に、学校図書館の環境整備、資料の充実、資料の更新（買替・廃棄）や修理などを行い、授業で活用できるよう取り組んでいます。

新学習指導要領では、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向け、学校図書館の計画的な活用を図り授業に生かすとともに、自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することが謳われていることから、その実現に向け関係機関と連携を図りながら取り組みを進めています。

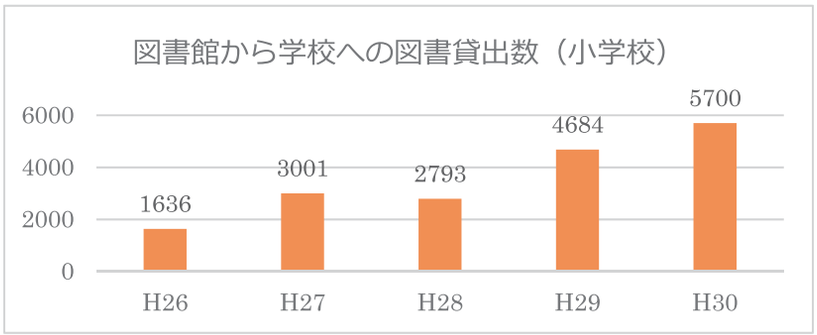

取り組み内容		担 当 課
○司書教諭を対象にした読書普及活動や授業での学校図書館活用に関わる研修の実施 ○学校図書館専門員・支援員の配置 ○学校図書館専門員・支援員の資質向上のための研修		指導課
○学校図書館の資料の購入 ○読書活動年間指導計画の作成 ○授業での学校図書館の活用 ○保護者等による読み聞かせ ○図書館との連携	○学校図書館の環境整備 ○読書月間や朝読書などの読書活動への取り組み ○町探検、職場体験での図書館活用 ○学級文庫の設置 ○PTA・保護者会等での普及啓発	市立小学校
○家庭教育力向上事業 （家庭の教育力の向上を支援するため、子育て中の市民に学習機会を提供） ○松戸市版幼児家庭教育パンフレット「まつどっ子　未来のために今」の配布 ○パートナー講座「松戸市の家庭教育支援について」への講師派遣 ○絵本等の設置		生涯学習推進課
○放課後児童クラブでの児童書の購入・寄贈の受け入れ ○放課後児童クラブでのスタッフ・ボランティアによる読み聞かせ ○図書館の活用（放課後児童クラブ） ○放課後 KIDS ルームでの読書支援		子育て支援課
○読書しやすい環境の整備と蔵書の充実（常盤平児童福祉館・こども館） ○読書ニーズの把握 ○本に関心を持てるような読書支援 ○図書館との連携（貸出・リストの配布等） ○子ども会との連携		子どもわかもの課

一方図書館では、小学生を対象にした推薦図書リストの配布などの読書案内を行うとともに、夏休み、冬休みなどの長期休みの時期に講座や催し物などを開催するなど、図書館利用を促しています。また図書館から授業に活用するための資料を貸し出しする学校貸出も積極的に行っており、申込みは増加傾向にあります。

加えて、家庭教育学級への講師派遣を通じ、保護者を対象に読書推進に関する啓発と支援にも取り組んでいます。

小学生の時期の子どもとその保護者を対象に行っている事業	○おはなし会「市民センターおはなし会」 対象：幼児から小学生 会場：市民センター7 か所（うち 2 か所は分館内で実施）
	○「こども読書通帳」の発行（再掲） 読書記録（貸出中）を通帳に記帳できるもの 対象：松戸市在住または在学・在園の小学生以下の人 場所：本館 1 階こどものとしょかん、子ども読書推進センター
	○推薦図書リスト「こどものほんだな」（低学年用、高学年用）配布 対象：全小学生（年 1 回。窓口配布、ホームページ掲載）
	○子ども本まつりの開催（夏休み期間中） 会場：子ども読書推進センター 内容：企画展示、自由研究お助けコーナー、講座の開催など
	○理科読[15]講座の開催 目的：理科の実験を通して、自然科学の分野の児童書を紹介し、文学以外の本に親しむ
	○「としょかんにいってみよう」（小学校 1 年生へ図書館利用啓発チラシ）の配布
	○インターネットを活用した情報検索支援（タブレット端末を設置） 場所：本館 1 階こどものとしょかん
	○小学生新聞（3 紙）の設置 場所：本館 1 階こどものとしょかん、常盤平分館、小金分館、東部分館、新松戸分館、和名ケ谷分館
	○パートナー講座「子どもの本の選び方」の講師の派遣（再掲） 内容：家庭教育学級の保護者を対象に講座を開催（読み聞かせの手法、おすすめ児童書の紹介）
	○啓発活動（町探検[16]、図書館見学[17]、職場体験の受け入れ）



▲子ども読書推進センター





▲子ども本まつり



▲推薦図書案内



▲読書通帳機

小学校では、PTA や地域のボランティアによる朝の読み聞かせ活動が組織化され、市立図書館で開催される「小学校でのよみきかせ講座」も行われています。

このような多くの取り組みの成果から、本市の不読率は全国平均、千葉県平均と比べて低く、小学校における読書活動の活発さがうかがわれますが課題も散見されます。

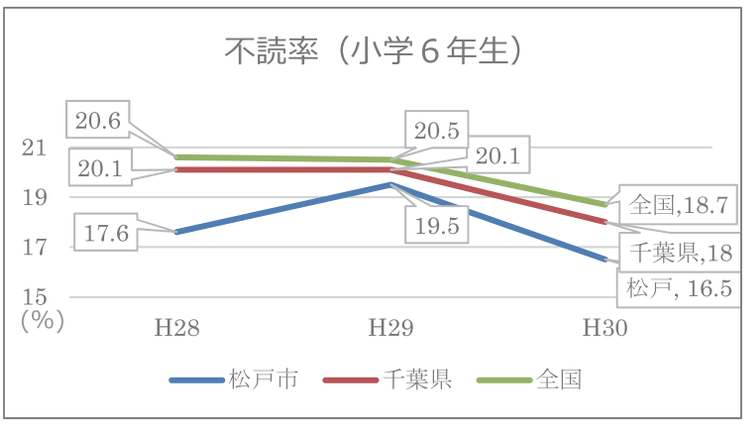

◀▼「全国学力学習状況調査」
（文部科学省）

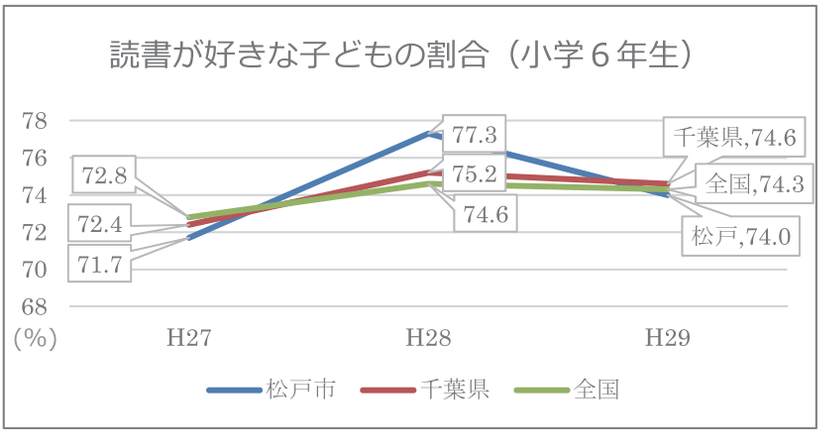

課　題

① **生涯にわたる読書習慣の土壌（基礎）づくり**

読書習慣が身につくと言われている小学生の時期に、心に残る本との出会いや読書の楽しさや喜びを発見できるよう、読み聞かせやブックトーク[18]といった読書機会を積極的に提供することが必要です。

② **学校を中心とした連携体制の整備**

小学生の時期の読書活動の推進にあたっては、学校を中心とした取り組みが重要であることから、司書教諭[19]をはじめ、学校図書館専門員・支援員や図書館職員、保護者や地域のボランティアなどが協力・連携していく体制の整備が必要です。

③ **学校図書館の充実**

学校図書館は子どもたちが読書を楽しむだけでなく、必要な情報の収集や活用に加え主体的な学習を行う場でもあることから、その柱である司書教諭や学校図書館専門員・支援員の資質向上の取り組みを進めるとともに、計画的な蔵書の構築や多様な資料の収集、手に取りやすいレイアウトなどの環境整備、図書館との緊密な連携など、学校図書館の充実を図る必要があります。

（３）今後の主な取り組み

①　家庭・地域

小学生期においても、家庭や地域での働きかけや支援は重要なことから、引き続き各家庭や地域の状況に応じて取り組むことが望まれます。

＜家庭での取り組み＞

	取り組み内容　及び　期待されること
1	○　保護者（父、母、祖父母等）による読み聞かせや読書時間を設ける ⇒　読書の楽しさを共有することで、子どもの読書習慣の形成につながることが期待できます。
2	○　家族で図書館や書店を訪れる ⇒　より多くの本に触れることができ、素晴らしい本との出会いが期待できます。
3	○　おはなし会への参加 ⇒　わらべ歌や手遊びを覚えたり、自分では手に取らなかった絵本や紙芝居・大型絵本の面白さが発見できます。

＜地域での取り組み＞

	取り組み内容　及び　期待されること
1	○　社会福祉協議会、子ども会などで絵本の読み聞かせ ⇒　地域とのつながりができることで、地域で持っている読み聞かせや子どもの読書に関する知識を活かすことができ、地域の子育てを支えることが期待されます。
2	○　家庭文庫の開設 ⇒　地域の読書環境の充実を図ることが期待できます。

②　学校

２０２０年実施の新学習指導要領では、各教科で学校図書館の活用が盛り込まれています。そこで学校図書館が最大限に活用できるよう、人的体制や資料、施設の整備や充実を図るとともに、教職員、学校図書館専門員・支援員、保護者、市立図書館などと連携し、子どもたちの学習活動や読書活動を推進できる体制を整えます。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	拡大	①	絵本の読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトル[20]（知的書評合戦）を通して、新たな本との出会いを増やし関心を高めるとともに、児童同士で読書の楽しみを共有するなど、読書に興味を持つ児童を増やします。　【各市立小学校】
2	拡大	②	学校図書館専門員・支援員を配置します。　【指導課】
3	拡大	②	学校図書館専門員・支援員の資質向上のため研修を充実します。　【指導課】
4	拡大	②	市立図書館と連携して、読書活動や学校貸出などを進めます。 【各市立小学校、市立図書館】
5	継続	①	読書活動年間指導計画を作成し、学校ごとに特色ある読書活動を行います。 【各市立小学校】
6	継続	①	朝読書などに取り組み、読書の習慣化を図ります。　【各市立小学校】
7	継続	②	学校図書館や市立図書館の資料を活用した授業を展開します。【各市立小学校】
8	継続	②	学校図書館における計画的な蔵書の構築や、手に取りやすいレイアウトなどの環境整備を進めます。　【各市立小学校】
9	継続	②	学校図書館ボランティアと連携し、学校図書館の環境整備や読書活動の充実に努めます。　【各市立小学校】
10	継続	②	教職員の読書活動関連研修及び資料の充実に努めます。 【指導課、各市立小学校】
11	継続	③	保護者が集まる場などにおいて、子どもの読書活動の重要性などについて啓発します。　【各市立小学校】

③図書館

子どもたちの学びや読書習慣の形成、読書環境の整備などについて、保護者や地域、学校などと連携しながら支援します。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	新規	①	本や図書館をもっと身近に感じてもらえるよう、市立図書館の利用方法や百科事典の使い方などを教える出前授業を行います。
2	拡大	②	学習支援専門員[21]を配置し、小学校への支援・連携を強化します。
3	拡大	②	授業に役立つ資料一覧を作成し、小学校に配布します。
4	拡大	①	読書通帳機の設置場所を増やします。
5	拡大	③	全小学校へ図書館利用案内を配布します。
6	拡大	③	全小学生に推薦図書リスト「こどものほんだな」を配布します。
7	継続	①③	「子ども読書の日」や「読書週間」、夏休み期間などに行事を開催します。
8	継続	①	調べ学習など、児童の学習活動を支援します。
9	継続	①	おはなし会にて、小学生の時期に楽しめる本を紹介します。
10	継続	②	学習状況や児童の興味関心に合わせた図書館資料を収集します。
11	継続	②	子どもたちに手に取ってもらえるような、魅力ある書架づくりを行います。
12	継続	②	学校図書館専門員・支援員へレファレンス[22]対応などの支援を行います。
13	継続	②	タブレット型端末などを使用した取り組みを進めます。
14	継続	②	小学校のための読み聞かせ講座を開催し、小学校で活動する読み聞かせボランティアを支援します。
15	継続	③	保護者が集まる場において、子どもの読書活動の重要性について啓発します。

④その他

図書館以外の行政関係部署においても、それぞれが必要に応じて連携、協力を図り、子どもの読書活動を推進します。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	拡大	②	こども館（野菊野・根木内）や常盤平児童福祉館の図書室の環境整備を行い、小学生が読書しやすい環境を整備します。 【子どもわかもの課】
2	継続	②	青少年会館の読書スペースの確保に努めます。 【生涯学習推進課】
3	継続	③	小学校家庭教育学級を対象に、読書に関わる学習会について啓発します。 【生涯学習推進課】

中高生の時期（おおむね 12 歳から 18 歳くらいまで）

（１）中高生の時期の特徴

中学生では、自己を見つめ社会の一員として自らの生き方を模索しはじめる時期となりますが、本との関わりについても、多読というよりは必要な本を自分で選択し、内容に共感・感動したり、考えたりしながら読み進めるようになります。

高校生になると、知的や興味に応じて幅広い資料から目的に応じて資料を選択し、読み込むことができるようになります。

しかしながら、中学生の不読率はやや改善傾向にあるものの、高校生の不読率は依然として高い状況となっています。その理由として、スマートフォン等の普及により子どもの読書環境に影響を与えている可能性も指摘されています。

よって、興味関心や悩みなどに寄り添いながら、それぞれが抱える事情を鑑みつつ、多忙な中でも本に親しみ活用することができるよう支援することが大切です。また、目的に応じた読書に取り組んだり、個々の内面の成長に資することができるよう、魅力的な書籍を紹介したり、情報の見極め方・収集方法などについても発信していく必要があります。

（２）現在の取り組みと課題

中学校では朝の読書の時間を設け、小学校で身についた読書習慣を継続させる取り組みが行われています。また図書委員会を中心に、学校図書館の本を各クラスに学級文庫として利用する取り組みや、図書だよりを作成するなどの読書推進を図る取り組み、POP[23]の作成やビブリオバトルの実施などの読書の楽しみにつながるような取り組みも行っています。

また、学校図書館専門員・支援員の配置も増えており、学校図書館の環境整備が進み、授業での図書館資料の活用も広がりつつあります。

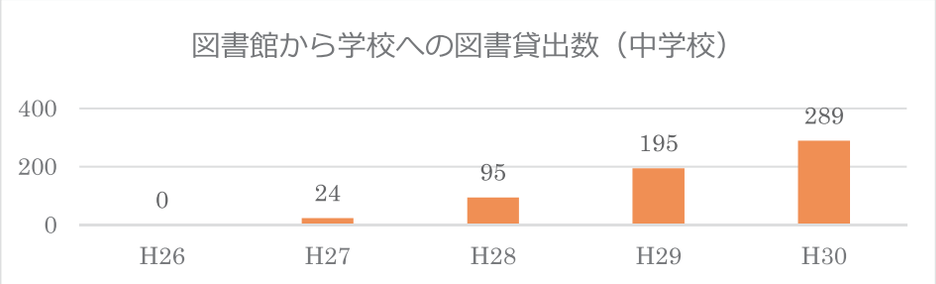

高等学校においても、朝の読書の取り組みに加え学校司書や図書委員会を中心に図書館だよりを作成し、図書館活用の呼びかけやお薦め本を紹介するなど、読書推進に取り組んでいます。加えて県立図書館の学校連携巡回車を利用した図書の貸し出しや、他校と連携して相互に資料を貸し出す取り組みも実施しています。

担 当 課	取り組み内容
指導課	○司書教諭を対象にした読書普及活動、授業での学校図書館活用に関わる研修の実施 ○学校図書館専門員・支援員の配置と研修
市立中学校・ 高等学校	○学校図書館の資料の購入　○学校図書館の環境整備 ○読書活動年間指導計画の作成　○読書月間や朝読書などの読書活動への取り組み ○授業での学校図書館の活用　○職場体験 ○学級文庫の設置　○図書館との連携
子ども わかもの課	○読書しやすい環境の整備と蔵書の充実（常盤平児童福祉館・こども館） ○読書ニーズの把握　○本に関心を持てるような読書支援 ○図書館との連携（貸出・リストの配布など）　○子ども会との連携 ○ヤングアダルト向き図書の設置と貸出（常盤平児童福祉館） ○ヤングアダルト向き図書の設置（中高生の居場所づくり事業〔松戸・新松戸〕）
生涯学習推進課	○絵本等の設置

一方図書館でも、本館２階及び小金分館にヤングアダルトコーナー[24]を設け、中高生に役立つ本や人気の本などを揃えるなど、興味を持ち手に取ってもらう工夫を凝らすとともに、推薦図書リストを配布するなど図書館利用を促す取り組みを進めています。

現在の図書館における、中高生期を対象とした事業は次のとおりです。



▲公共図書館と学校図書館の連携のための研修会

中高生の時期を対象に行っている事業	○YA（ヤングアダルト）コーナーを設置 場所：本館２階及び小金分館 ○図書リスト「わかば通信」の発行 対象：市内中学校（年１回） ○職場体験や高校生ボランティアの受け入れ
中学校・高等学校を対象に行っている支援	○学校貸出事業 内容：授業で使用する資料や学級文庫用として、学校貸出専用資料「貸出セット[25]」の貸出や教員の求めに応じた資料の貸し出し　※「貸出セット」は小中学校のみ 期間：４週間 ○司書教諭、学校図書館専門員・支援員への相談対応、情報提供 ○公共図書館と学校図書館の連携のための研修会（年１回） 対象：教職員、学校図書館専門員・支援員（小中学校）、高等学校司書、市民





▲職場体験



▲中学生が「小学生におすすめ本」を紹介



▲ビブリオバトル



▲ヤングアダルトコーナー

このような読書活動に取り組んだ結果、中高生の図書館利用カードの登録率は増加しているものの一人当たりの貸出冊数は減少しており、松戸市においても全国的な傾向と同様に中学生、高校生と学年が上がるにつれて不読率が上昇、読書離れが進んでいることがわかります。特に高校生においては不読率が５０％以上と高くなっています。

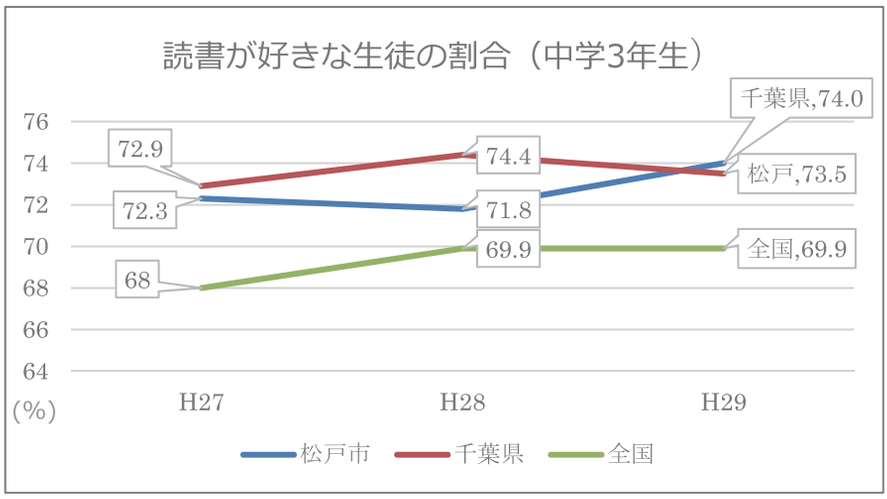

▲「全国学力学習状況調査」（文部科学省）

よって、高校生までに読書習慣を身につける取り組みを進めるとともに、限られた時間の中で読書の優先順位があがるようなきっかけを作る必要があります。

＜人口１人当たりの貸出冊数＞

年齢	H28	H29	H30
0～6 歳	2.56	3.48	4.42
7～9 歳	8.27	8.07	7.44
10～12 歳	4.42	4.95	4.89
13～15 歳	1.60	1.51	1.27
16～18 歳	0.88	0.89	0.81

（図書館）

課　題

① **不読率の改善**

中高校生になると、今までより行動範囲や交友関係が広がる時期となり、友人からの情報を重視する傾向も見られることから、子ども同士で本に興味を持つようなきっかけを作るなど、不読率の改善に取り組む必要があります。

② **情報リテラシー[26]の向上**

インターネットなどの情報通信技術の進展により、誰もが必要な情報を得やすくなった一方で、検索技術によって個々が得られる情報量や内容、質の見極めにも差が出てくるようになってきました。加えて、その情報を扱う基本能力である情報リテラシー能力も必須となってきていることから、本などの紙媒体だけでなく、データベース等の活用や情報を読み解き活用できる能力の向上についても支援が必要です。

③ **学校図書館と市立図書館との連携**

子どもの読書環境を充実させるため、小学生の時期と同様、学校図書館と市立図書館との連携・協力体制を強化し、さまざまな子どもの読書活動を推進する取り組みの実施を促す必要があります。

（３）今後の主な取り組み

①　家庭・地域

中高生になると、情報端末（パソコンやスマートフォンなど）を使った情報収集も進んで行うようになることから、読書の習慣化を図る取り組みに加え、検索方法や情報の見極め方などの情報の取り扱いについても、家庭や地域で支援していくことが望まれます。

＜家庭での取り組み＞

	取り組み内容　及び　期待されること
1	○　家庭で読書時間を設ける、面白かった話を共有する ⇒　読書の楽しさを共有することで、子どもの読書習慣の形成につながることが期待できます。
2	○　家族で図書館や書店を訪れる ⇒　より多くの本に触れることができ、新たな本との出会いが期待できます。
3	○　家族で情報リテラシーについて話し合う ⇒　日頃から情報収集の仕方や、ネット上の情報の真偽の見極めについて意識が高まります。

②　学校

学校図書館は、学校教育において欠くことのできないものであり、生徒の育成を支える基盤です。そこで学校図書館が最大限に活用できるよう、生徒の状況に応じた人的体制や資料、施設などの整備や充実を図るとともに、教職員、学校図書館専門員・支援員、保護者、市立図書館などが連携し、学習活動や読書活動を推進できる体制を整えます。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	拡大	①	読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトル（知的書評合戦）を通して新たな本との出会いを増やし、生徒同士で読書の楽しみを共有するなど、読書に興味を持つ生徒を増やします。　【各市立中学校、市立高等学校】
2	拡大	②	中学校に学校図書館専門員・支援員を配置します。　【指導課】
3	拡大	②	学校図書館専門員・支援員の資質向上のための研修を行います。　【指導課】
4	拡大	②	市立図書館と連携して、読書推進活動（学校貸出、職場体験など）を進めます。 【各市立中学校、図書館】

5	継続	①	読書活動年間指導計画を作成し、学校ごとに読書活動に取り組みます。 【各市立中学校、市立高等学校】
6	継続	①	朝読書など、読書の習慣化を図ります。　【各市立中学校、市立高等学校】
7	継続	①	学校図書館と市立図書館の資料を活用した授業を展開します。 【各市立中学校、市立高等学校】
8	継続	①	情報リテラシーについて話し合う機会を設けます。 【各市立中学校、市立高等学校】
9	継続	②	計画的な蔵書の構成や手に取りやすい本の配置などの環境整備を行います。 【各市立中学校、市立高等学校】
10	継続	②	学校図書館ボランティア等と連携し、読書活動の充実に努めます。 【各市立中学校、市立高等学校】
11	継続	③	教職員の読書活動に関連する研修の充実に努めます。 【指導課、各市立中学校、市立高等学校】
12	継続	③	保護者が集まる場などにおいて、子どもの読書活動の重要性などについて啓発します。　【各市立中学校、市立高等学校】

③　図書館

中高生に図書館を活用してもらうため、学習室の利用の他、進学情報や就職情報の提供や学習に役立つデータベースの活用、情報リテラシーへの取り組み、魅力的な資料の提供などを行います。また、ヤングアダルトコーナーでは、中高生の興味を引くコーナーづくりを行うとともに、ＳＮＳなどを活用して図書館情報を積極的に発信し読書推進を図ります。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	新規	①	市立図書館の使い方などの出前授業を行います。
2	新規	①	情報リテラシーを含めた情報検索方法について学ぶ機会を設けます。
3	新規	②	授業に役立つ資料一覧などを作成し、司書教諭や学校図書館専門員支援員を支援します。
4	新規	②	高等学校の学校司書と交流を図ります。
5	拡大	①	中高生の読書推進を図るイベントや講座を企画します。
6	拡大	②	学習支援専門員を配置し、中学校や高等学校との連携・支援を進めます。
7	拡大	②	学校図書館専門員・支援員へレファレンス対応や情報提供を行います。
8	拡大	③	保護者が集まる場において、子どもの読書活動の重要性について啓発します。
9	拡大	③	SNSを活用した図書館の情報発信を行います。
10	拡大	③	中学生向けおすすめ本リスト（わかば通信）を作成し、市内中学校と高等学校に配布します。
11	拡大	③	中学校・夜間中学校へ図書館利用案内を配布します。
12	継続	①	中高生向けの資料を幅広く収集し、魅力あるコーナーをつくります。
13	継続	①	「子ども読書の日」「子どもの読書週間」や「読書週間」[27]に合わせて読書の楽しさや意義について啓発します。

④その他

図書館以外の行政関係部署においても、それぞれが必要に応じて連携・協力を図り、子どもの読書活動を推進します。

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	新規	①	資料の貸出、中高生向けリストを配布します。　【子どもわかもの課】
2	拡大	①	本に関心を持てるような読書支援に取り組みます。　【子どもわかもの課】
3	拡大	②	常盤平児童福祉館、こども館の環境整備と蔵書の充実を行い、中高生が読書しやすい環境をつくります。　【子どもわかもの課】
4	継続	②	青少年会館の読書スペースの確保に努めます。　【生涯学習推進課】

3　配慮を必要とする子どもへの取り組み

（１）配慮を必要とする子どもへの読書活動

国が策定した子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画では「障害のある子どもの読書活動の推進」及び「障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実」が盛り込まれ、また県が策定した千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）においても「障害のある児童生徒への読書活動の支援」「多様な支援を必要とする子どものための諸条件の整備」が謳われています。

よって、身体的・精神的な障害のみならず、病気・療養や貧困、不登校や日本語を母国語としないなど何らかの支援が必要な子どもに対して、個々の事情に応じて配慮し、一人ひとりの状況やニーズに柔軟に対応できるよう、さまざまな形態の本や環境を整備するとともに、関係機関が連携しながら誰もが本とふれあい親しむことができる読書活動支援を進めていく必要があります。

（２）現在の取り組み

本市における取り組みは以下のとおりですが、十分とはいえない状況です。

担 当 課	取り組み内容
健康福祉会館 (ふれあい 22)	○毎日絵本読み聞かせ、ペープサート[28]を実施（通園施設） ○保護者への普及啓発（個人面談・懇談会で実施） ○読書環境の整備（蔵書の充実）
図書館	○点字絵本、大活字本[29]、LL ブック[30]等資料の収集・提供 ○宅配サービス 内容：図書館に来館することが難しい人を対象に自宅へ資料を宅配するサービス 対象：市内在住で身体障害者手帳の交付（1 級から 3 級）を受けている方、 または介護保険で要介護の認定を受けている方

（３）今後の主な取り組み

①　障害などの理由により配慮を必要とする子どもへの支援

	方向性	基本方針	取り組み内容
1	新規	①	リーディングトラッカー[31]を導入するとともに利用について周知を図ります。【図書館】
2	新規	①	特別支援学級や病院、支援施設などへ、必要に応じて資料を貸し出します。【図書館】
3	新規	②	特別支援学級や病院、支援施設などへ、必要に応じて読み聞かせボランティアを派遣します。【図書館】
4	新規	②	布絵本[32]やマルチメディアDAISY[33]等の資料を収集します。【図書館】
5	新規	②	サピエ[34]サービスを導入します。【図書館】
6	新規	②	対面朗読[35]サービスや音声拡大読書器[36]を導入します。【図書館】
7	拡大	②	点字絵本、LLブック、大活字本の蔵書数を増やします。【図書館】
8	拡大	②	施設のバリアフリー化を進めます。【図書館】
9	拡大	②	宅配サービスについて周知します。【図書館】
10	継続	①	児童発達支援センターで、読み聞かせやパネルシアターを行います。【健康福祉会館】

②　その他の支援

1	拡大	②	外国語絵本の蔵書を増やします。【図書館】
2	拡大	②	みらい分校へ必要に応じて、図書館に関する情報提供を行います。【図書館】
3	継続	②	NPOや民間団体へ必要に応じて、情報提供や資料の貸出を行います。【図書館】
4	継続	②	支援を必要とする子どもや保護者へ情報が行き渡るよう取り組みを進めます。【図書館】

第４章

参考資料

①　関連法令等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９

1　子どもの読書活動の推進に関する法律

2　文字・活字文化振興法

3　学校図書館法

4　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

②　松戸市子どもの読書活動推進計画策定検討委員会
設置要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

③　参考データ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９

④　「松戸市子どもの読書活動推進計画策定のための
アンケート調査」集計結果・・・・・・・・・・・・・・・６６

⑤　松戸市内の高校生の読書実態調査について（結果概要）・　８６

⑥　用語解説　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８

①　関連法令等

1　子どもの読書活動の推進に関する法律　（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実膚を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者はその事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。） を策定しなければならない。

2　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2　文字・活字文化振興法　（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条　この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的　な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所

産をいう。

（基本理念）

第三条　文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2　文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3　学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化、その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条　市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第八条　国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、]司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第九条　国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第十条　国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2　文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3　国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則　この法律は、公布の日から施行する。

3　学校図書館法　（昭和二十八年八月八日法律第百八十五号）改正：平成二七年六月二四日法律第四六号

（目的）

第一条　この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である ことにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条　学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条　学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。

四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。

五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2　学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条　学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2　前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3　前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4　前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条　学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、学校司書の資質能力の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条　学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条　国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

４　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年六月二八日法律第四九号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3　この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条　視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三　視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、視覚障害者等の読書環境の整備に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第七条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二　視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前第二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4　第二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章　基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条　国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立

図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一　点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律四十八）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二　視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定に　より製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行うもの（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行うものに対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条　国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手

のための環境整備について必要な施策を講ずるものとする。

第十四条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条　国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条　国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条　国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　協議の場等

第十八条　国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他の関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附則　この法律は、公布の日から施行する。

②　松戸市子どもの読書活動推進計画策定検討委員会 設置要領

（設置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)第９条第２項の規定に基づき、本市における子どもの読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、松戸市子どもの読書活動推進計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)　を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1)　計画の策定に係る調査・研究に関すること。

(2)　その他計画に関すること。

（組織）

第３条　検討委員会は、別記に定める所属の職員のうち所属長から推薦された者をもって組織する。

２　検討委員会の職員が必要と認めるときは、前項の規定する職員以外の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第４条　検討委員会の庶務は、生涯学習部図書館において処理する。

（設置期間）

第５条　検討委員会の設置期間は、令和元年５月１日から計画の策定が終了するまでの間とする。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会職員の合議により別に定める。

別記(第３条関係)

(1)　障害福祉課（福祉長寿部）

(2)　健康福祉会館（福祉長寿部）

(3)　子育て支援課（子ども部）

(4)　子どもわかもの課（子ども部）

(5)　子ども家庭相談課　母子保健担当室（子ども部）

(6)　幼児教育課（子ども部）

(7)　保育課（子ども部）

(8)　社会教育課（生涯学習部）

(9)　生涯学習推進課（生涯学習部）

(10)　指導課（学校教育部）

(11)　図書館（生涯学習部）

③　参考データ

○市内の 0～18 歳の人口

	出典	H28	H29	H30
0～18 歳の 人口	松戸市年齢階層別 人口統計表	77,966 人	77,347 人	76,595 人

○蔵書数

	出典	H28	H29	H30
児童書蔵書数 （図書資料）	図書館要覧	168,115 冊	169,982 冊	173,535 冊
子ども（0～18 歳） 一人当たり蔵書数	図書館統計数値	2.16 冊	2.20 冊	2.27 冊

○図書館登録者数

	出典	H28	H29	H30
図書館登録者数 （0～18 歳）	図書館統計数値 (各年度末日付)	26,666 人	25,496 人	28,274 人
サービス指標 登録率	（図書館登録者数）/ （0～18 歳の人口）×100	34%	33%	37%

○貸出冊数

	出典	H28	H29	H30
児童書貸出総数 （図書資料）	図書館統計数値	688,748 冊	734,876 冊	726,977 冊
子ども 1 人当たり 年間図書貸出冊数	図書館統計数値	8.83 冊	9.50 冊	9.49 冊

<乳幼児>

○人口

	出典	H28	H29	H30
0～6 歳の人口	松戸市年齢階層別 人口統計表	27,182 人	26,989 人	26,813 人

○図書館登録者

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 登録者数推移 0～6 歳	図書館統計数値	971 人	1,226 人	1,457 人
サービス指標 登録率～6 歳	（図書館登録者数）/ （年齢区分別の人口）× 100	4%	5%	5%

○実利用者数

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 実利用者数推移 0～6 歳	図書館統計数値	1,171 人	1,121 人	1,229 人
実利用者数率 0～6 歳	（図書館実利用者数）/ （0～6 歳の人口）×100	4%	4%	5%

○貸出冊数

	出典	H28	H29	H30
0～6 歳の 貸出数	貸出館コード 年齢区分別貸出数	69,836 冊	94,067 冊	118,627 冊
一人当たり 貸出数	(0～6 歳の貸出数/ (0～6 歳の人口)×100	2.56 冊	3.48 冊	4.42 冊

○おはなし会（「絵本はじめのい～っぽ」）

	出典	H28	H29	H30※
おはなし会 「絵本はじめのい～っぽ」	図書館要覧	市内 7 施設 73 回　1,537 人 子ども　835 人 大人　702 人	市内 7 施設 77 回　1,505 人 子ども　798 人 大人　707 人	市内 7 施設 64 回　1,292 人 子ども　665 人 大人　627 人

※　10 月から 12 月にかけて、麻疹感染予防のため、おはなし会中止。

○おはなし会（「小さい子のためのおはなし会」）

	出典	H28	H29	H30
おはなし会 「小さい子のための おはなし会」	図書館要覧	184 回　1,967 人 子ども　1,103 人 大人　864 人	186 回　2,046 人 子ども　1,111 人 大人　935 人	152 回　1,613 人 子ども　863 人 大人　750 人

※　10 月から 12 月にかけて、麻疹感染予防のため、おはなし会中止。

<小学校>

【小学校低学年（7～9 歳）】

○人口

	出典	H28	H29	H30
7～9 歳の人口	松戸市年齢階層別 人口統計表	11,922 人	11,831 人	11,767 人

○図書館登録者

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 登録者数推移 7～9 歳	図書館統計数値	3,930 人	3,856 人	3,864 人
登録率 7～9 歳	（図書館登録者数）/ （年齢区分別の人口）×100	33%	33%	33%

○実利用者数

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 登録者数推移 7～9 歳	図書館統計数値	3,158 人	2,947 人	2,662 人
実利用者数率 7～9 歳	（図書館実利用者数）/ （7～9 歳の人口）× 100	26%	25%	23%

○貸出冊数

	出典	H28	H29	H30
7～9 歳の貸出数	図書館統計数値	98,571 冊	95,490 冊	87,578 冊
一人当たり 貸出冊数	(7～9 歳の貸出し/ (7～9 歳の人口)×100	8.27 冊	8.07 冊	7.44 冊

【小学校高学年（10～12 歳）】

○人口

	出典	H28	H29	H30
10～12 歳の人口	松戸市年齢階層別人口統計表	12,178 人	12,050 人	11,887 人

○図書館登録者

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別登録者数推移 10～12 歳	図書館統計数値	5,833 人	5,567 人	5,971 人
サービス指標 登録率 10～12 歳	（図書館登録者数）/（年齢区分別の人口）×100	48%	46%	50%

○実利用者数

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別実利用者数推移 10～12 歳	図書館統計数値	2,740 人	2,579 人	2,547 人
実利用者数率 10～12 歳	（図書館実利用者数）/（10～12 歳の人口）×100	22%	21%	21%

○貸出冊数

	出典	H28	H29	H30
10～12 歳の貸出数	貸出館コード 年齢区分別貸出数	58,458 冊	63,810 冊	62,015 冊
一人当たり貸出数	(10～12 歳の貸出し/(10～12 歳の人口)×100	4.42 冊	4.95 冊	4.89 冊

○市民センターおはなし会

	出典	H28	H29	H30※
おはなし会「市民センターおはなし会」	図書館要覧	市内 7 施設 79 回　764 人 子ども 455 人 大人　309 人	市内 7 施設 82 回　791 人 子ども　446 人 大人　345 人	市内 7 施設 68 回　639 人 子ども　366 人 大人　273 人

※　10 月から 12 月にかけて、麻疹感染予防のため、おはなし会中止。

○その他

	H28	H29	H30
児童図書・新着図書案内 「この本よんで」	5,208 部 12 回/年 窓口等配布	5,352 部 12 回/年 窓口等配布	5,570 部 12 回/年 窓口等配布
児童図書・新着図書案内 「この本よんで」7 月特集号	5,800 部 1 回/年 全小学校に配布 窓口等配布	5,800 部 1 回/年 全小学校に配布 窓口等配布	2,290 部 1 回/年 全小学校に配布 窓口等配布
児童図書推薦リスト 「こどものほんだな」	26,000 部 1 回/年 全小学生に配布 窓口等配布	26,000 部 1 回/年 全小学生に配布 窓口等配布	27,160 部 1 回/年 全小学生に配布 窓口等配布
出前講座（家庭教育学級） 「子どもの本の選び方」	9 回 165 人	12 回 280 人	9 回 170 人
小学校読み聞かせ ボランティア対象の講座	8 回　301 人	8 回　269 人	8 回　230 人
行事 子ども・本まつり	参加人数：延べ 4,007 人 「はらぺこあおむし発行 40 周年」「見てトクする自由研究」ほか他　13 講座	参加人数：延べ 3,318 人 「にしまきかやこの世界であそぼう」「見てトクする自由研究」　他　8 講座	参加人数：延べ 3,179 人 「こども未来～かこさとしの楽しい世界」「見てトクする自由研究」他　9 講座

<中学生>

○人口

	出典	H28	H29	H30
13～15 歳の 人口	松戸市年齢階層別 人口統計表	13,229 人	12,882 人	12,690 人

○図書館登録者

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 登録者数推移 13～15 歳	図書館統計数値	7,476 人	7,156 人	7,452 人
登録率 13～15 歳	（図書館登録者数）/ （年齢区分別の人口）× 100	57%	56%	59%

○実利用者数

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 実利用者数推移 13～15 歳	図書館統計数値	1,132 人	1,048 人	971 人
実利用者数率 13～15 歳	（図書館実利用者数）/（13 ～15 歳の人口）×100	9%	8%	8%

○貸出冊数

	出典	H28	H29	H30
13～15 歳の 貸出数	貸出館コード 年齢区分別貸出数	21,220 冊	19,432 冊	16,111 冊
一人当たり貸出数	(13～15 歳の貸出数)/ (13～15 歳の人口)×100	1.60 冊	1.51 冊	1.27 冊

<高校生>

○人口

	出典	H28	H29	H30
16～18 歳の 人口	松戸市年齢階層別 人口統計表	13,445 人	13,595 人	13,438 人

○図書館登録者

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 登録者数推移 16～18 歳	図書館統計数値	8,056 人	7,691 人	9,530 人
登録率 16～18 歳	（図書館登録者数）/ （年齢区分別の人口）×100	60%	57%	71%

○実利用者数

	出典	H28	H29	H30
年齢区分別 実利用者数推移 16～18 歳	図書館統計数値	835 人	788 人	727 人
実利用者数率 16～18 歳	（図書館実利用者数）/（16 ～18 歳の人口）×100	6%	6%	5%

○貸出冊数

	出典	H28	H29	H30
16～18 歳の 貸出数	貸出館コード 年齢区分別貸出数	11,778 冊	12,129 冊	10,882 冊
一人当たり貸出数	(16～18 歳の貸出数)/ (16～18 歳の人口)×100	0.88 冊	0.89 冊	0.81 冊

④　「松戸市子どもの読書活動推進計画策定のためのアンケート調査」集計結果まとめ

1　調査の趣旨

松戸市内の保育所（園）、幼稚園、子育て支援施設、放課後児童クラブ等の子どもの読書環境および子どもの読書活動の取り組み状況を把握するために実施

2　調査期間

２０１９年2月１４日（木）～２０１９年3月３１日（日）

3　調査方法

質問紙配布、FAX にて回収。

4　調査対象

・松戸市内の市立保育所、認可保育園、幼稚園、小規模保育施設
・おやこ DE 広場、子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館・こども館
・松戸市児童発達支援センター及び事業所
・放課後等デイサービス事業所

5　アンケート調査回答率

施設区分	市立保育所	認可保育所	小規模保育施設	幼稚園	おやこDE広場	子育て支援センター	放課後児童クラブ	児童館こども館	児童発達支援センター	放課後等デイサービス	合計
対象施設数	17	48	61	45	18	8	45	3	27	46	318
回収数	17	44	53	16	6	8	18	3	16	26	207
回収率（%）	100	92	87	36	33	100	40	100	59	57	65

※回答率＝回答数／送付施設数　※パーセンテージは小数点以下切り上げ

6　松戸市内における子どもの読書活動状況

質問１　児童書はどのくらいありますか。

※記入のないものは未回答として計上。

※パーセンテージは小数点以下切り上げ。

	回答施設数	未回答(%)	0～10点(%)	～50点(%)	～100点(%)	～300点(%)	300点以上(%)
市立保育所	17	0	0	0	0	47	53
認可保育所	44	0	0	0	9	52	39
小規模保育施設	53	4	0	38	43	11	4
幼稚園	16	0	0	0	6	38	56
おやこDE広場	6	0	0	17	0	66	17
子育て支援センター	8	0	0	13	38	49	0
放課後児童クラブ	18	6	0	0	33	44	17
児童館・こども館	3	0	0	0	0	33	67
児童発達支援センター	16	0	13	37	25	25	0
放課後等デイサービス	26	4	12	42	27	15	0

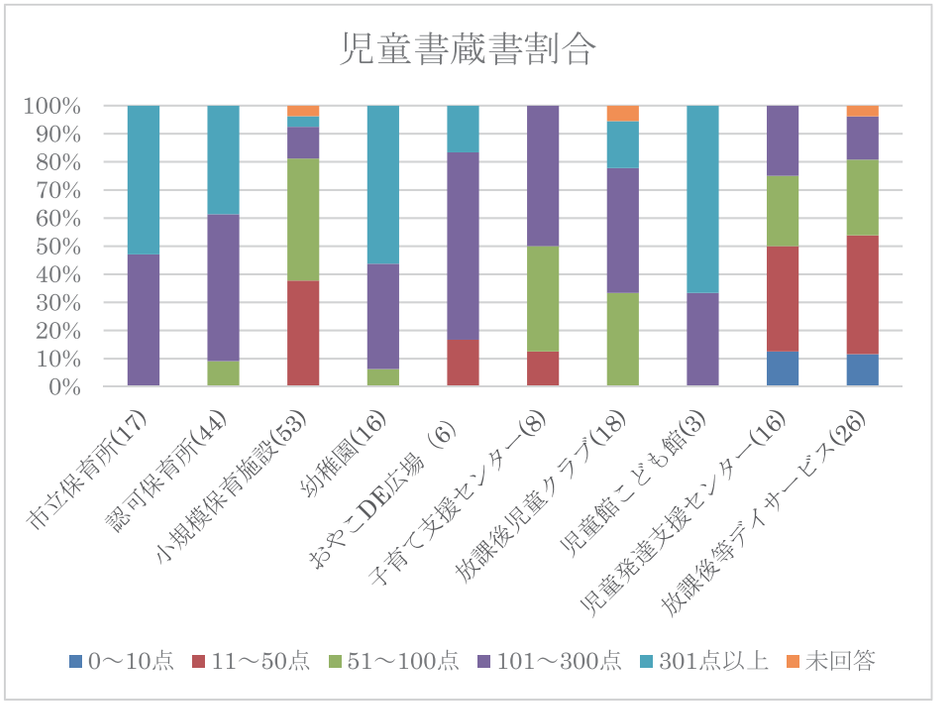

質問２　児童書はどのように入手していますか（複数回答）

※パーセンテージは小数点以下切り上げ

	回答施設数	書店購入している割合(%)	寄贈を受けている割合(%)	市立図書館を利用している割合(%)	その他(%)	未回答(%)
市立保育所	17	100	100	35	18 ※1	0
認可保育所	42	88	56	10	15 ※2	5
小規模保育施設	52	79	62	13	25 ※3	2
幼稚園	16	94	44	0	13 ※4	6
おやこ DE 広場	6	57	75	0	43 ※5	0
子育て支援センター	8	100	75	0	25 ※6	0
放課後児童クラブ	18	100	100	11	11 ※7	0
児童館・こども館	3	100	100	0	0	0
児童発達支援センター	15	67	92	33	8 ※8	8
放課後等デイサービス	25	46	65	27	0 ※9	8

※1　消耗品で購入（３施設）⇒書店購入として計上。

※2　保育業者（５施設）、教材会社（１施設）、未記入（２施設）

※3　ネット購入（２施設）、業者（4 施設）、本園で購入（３施設）、職員の私物（1 施設）

※4　業者（１施設）、出版社の見本品（１施設）、教材（１施設）

※5　カタログ等で購入（１施設）、本園から譲り受けた（１施設）、内容未回答（1 施設）

※6　併設保育園の本を使用（2 施設）

※7　ネット購入（１施設）、外部団体からの寄贈（1 施設）

※8　中古書店で購入（１施設）、経費精算（１施設）

※9　中古書店で購入（１施設）

質問３　子どもたちに行っている読書に関わる活動を教えてください。

<職員・スタッフが行っているもの>

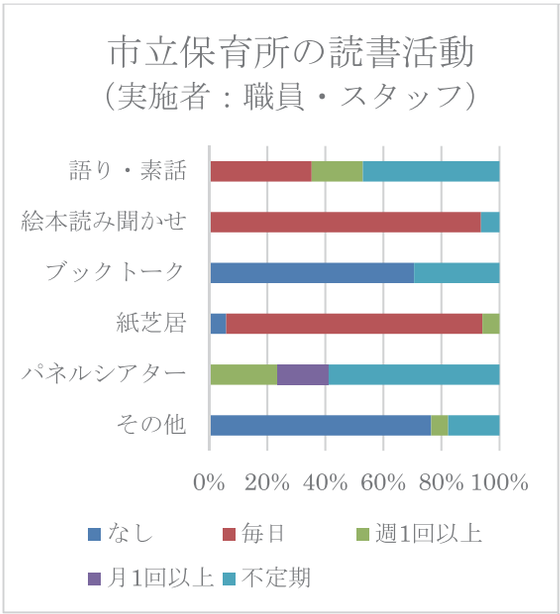

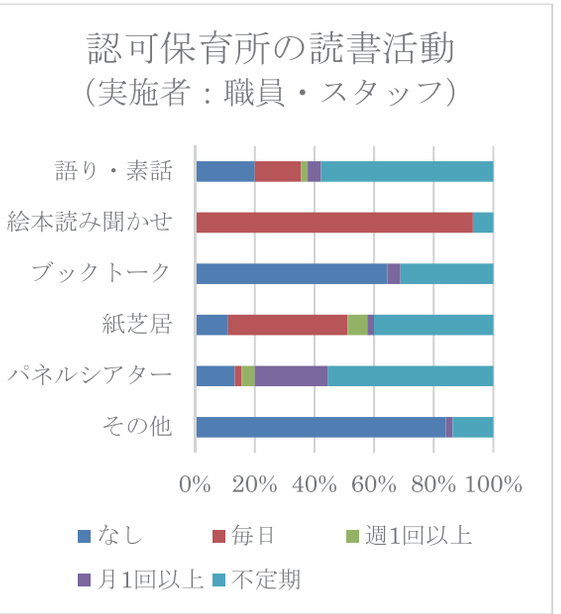

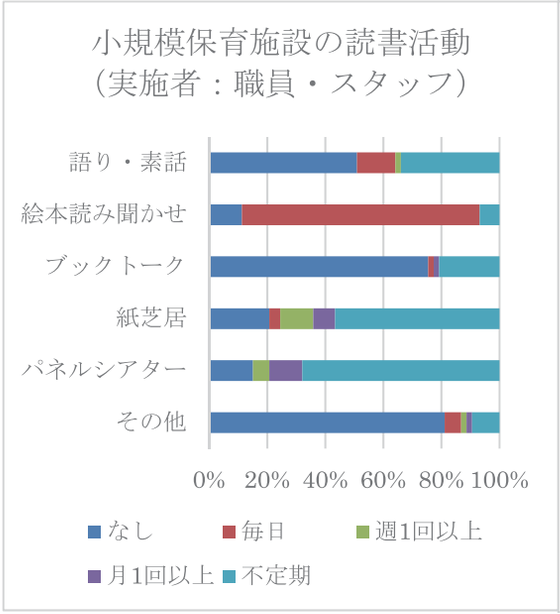

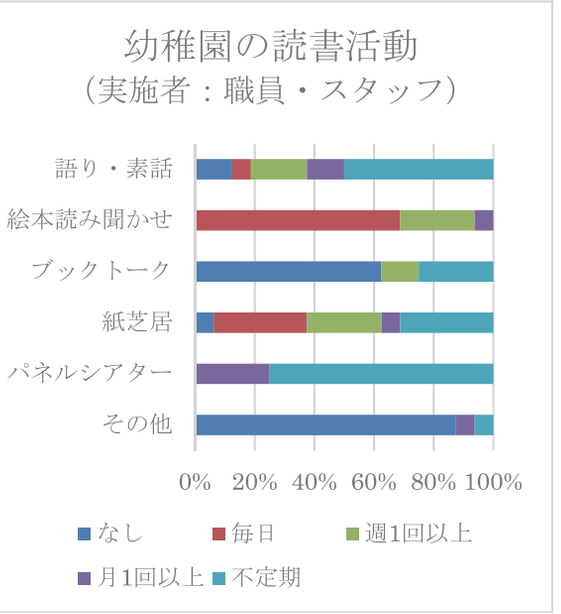

おやこDE広場の読書活動
（実施者：職員・スタッフ）

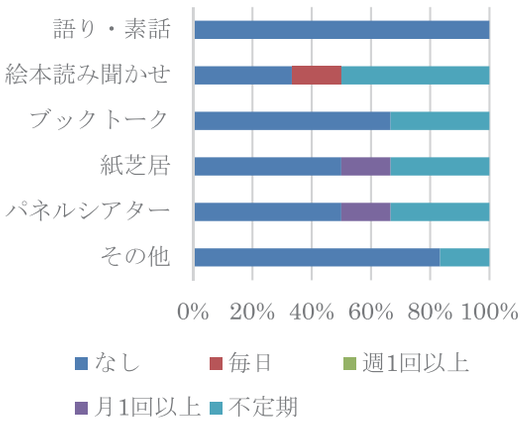

子育て支援センターの
読書活動
（実施者：職員・スタッフ）

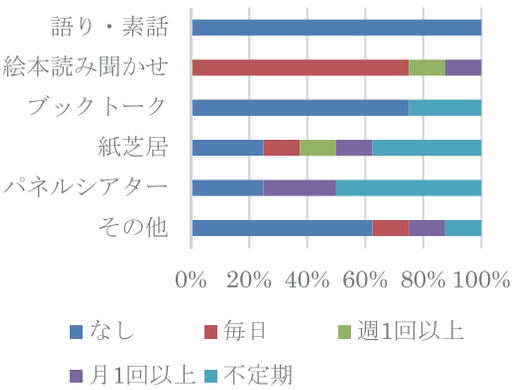

放課後児童クラブの
読書活動
（実施者：職員・スタッフ）

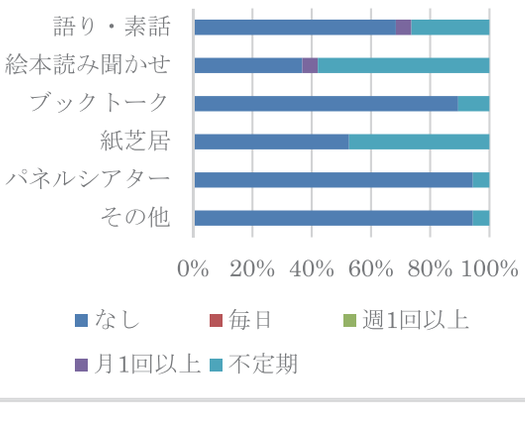

児童館・こども館の
読書活動
（実施者：職員・スタッフ）

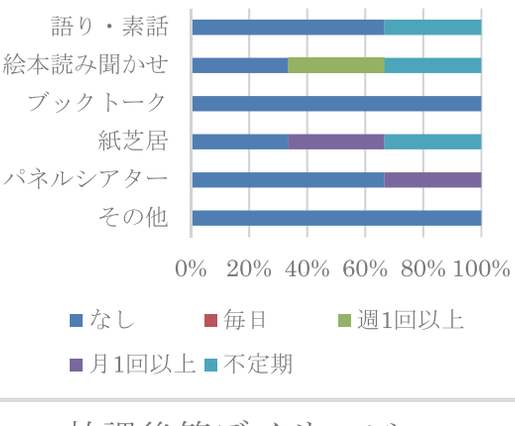

児童発達支援センターの
読書活動
（実施者：職員・スタッフ）

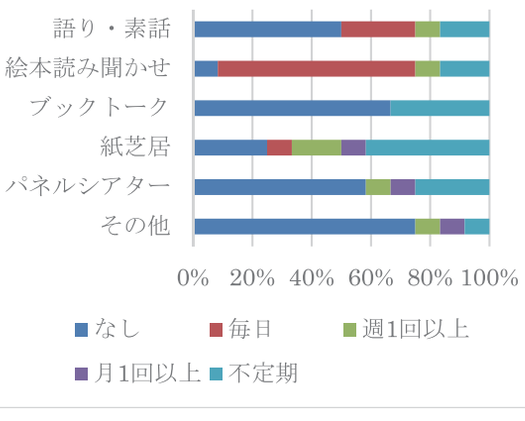

放課後等デイサービスの
読書活動
（実施者：職員・スタッフ）

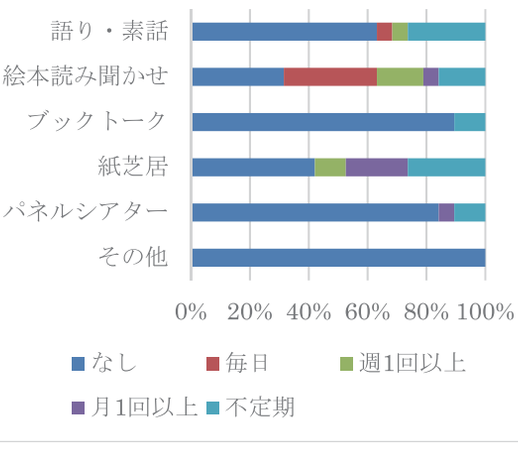

<ボランティア等が行っているもの>

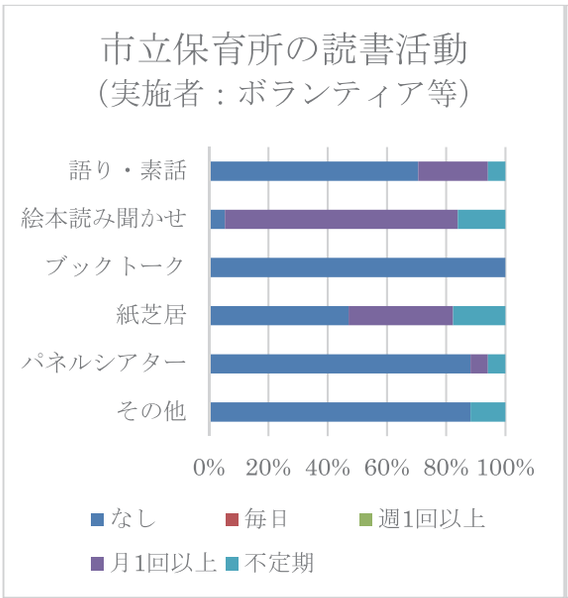

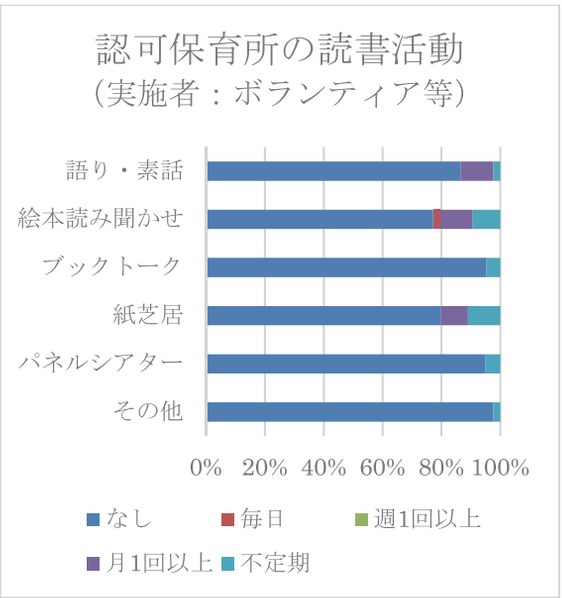

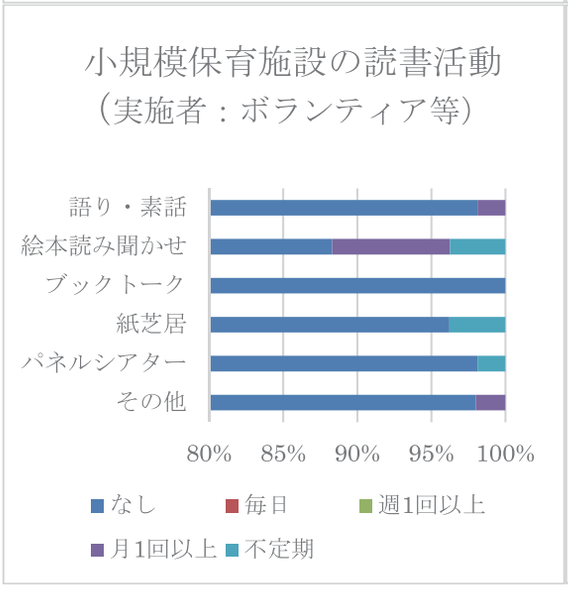

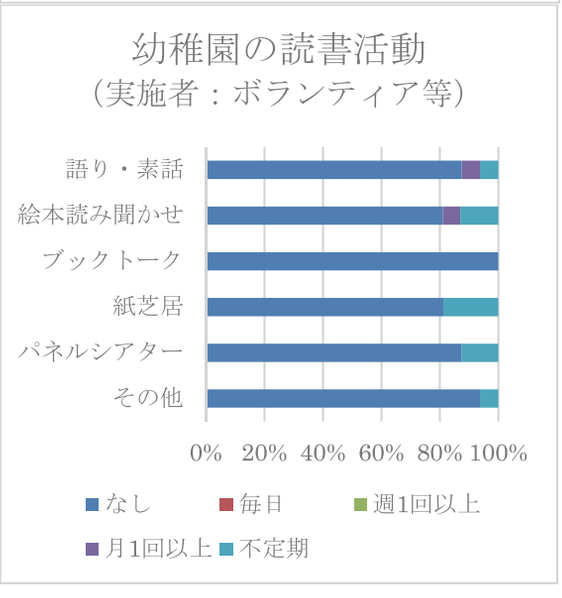

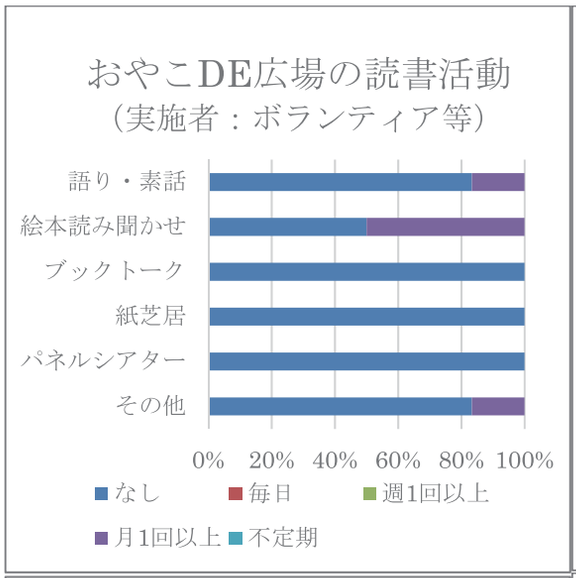
おやこDE広場の読書活動
（実施者：ボランティア等）
語り・素話
絵本読み聞かせ
ブックトーク
紙芝居
パネルシアター
その他
0% 20% 40% 60% 80% 100%
なし
毎日
週1回以上
月1回以上
不定期

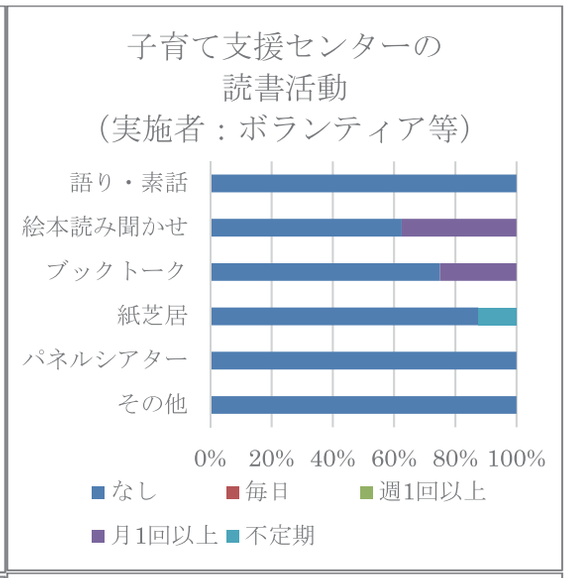
子育て支援センターの
読書活動
（実施者：ボランティア等）
語り・素話
絵本読み聞かせ
ブックトーク
紙芝居
パネルシアター
その他
0% 20% 40% 60% 80% 100%
なし
毎日
週1回以上
月1回以上
不定期

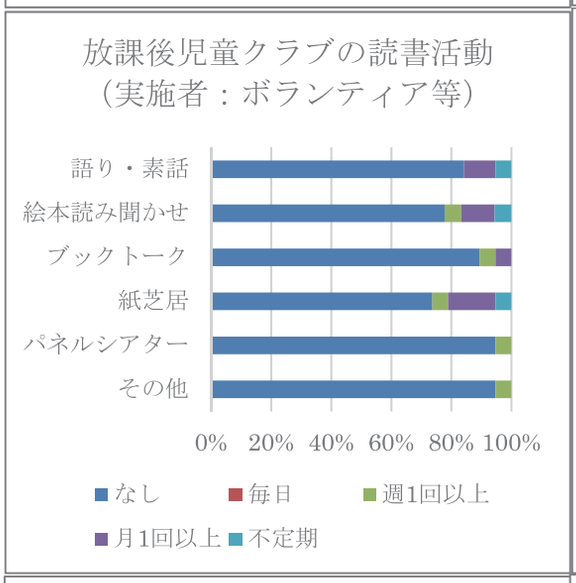
放課後児童クラブの読書活動
（実施者：ボランティア等）
語り・素話
絵本読み聞かせ
ブックトーク
紙芝居
パネルシアター
その他
0% 20% 40% 60% 80% 100%
なし
毎日
週1回以上
月1回以上
不定期

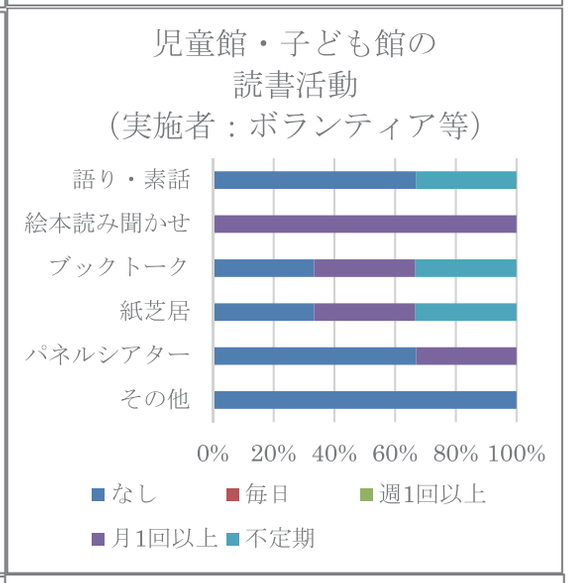
児童館・子ども館の
読書活動
（実施者：ボランティア等）
語り・素話
絵本読み聞かせ
ブックトーク
紙芝居
パネルシアター
その他
0% 20% 40% 60% 80% 100%
なし
毎日
週1回以上
月1回以上
不定期

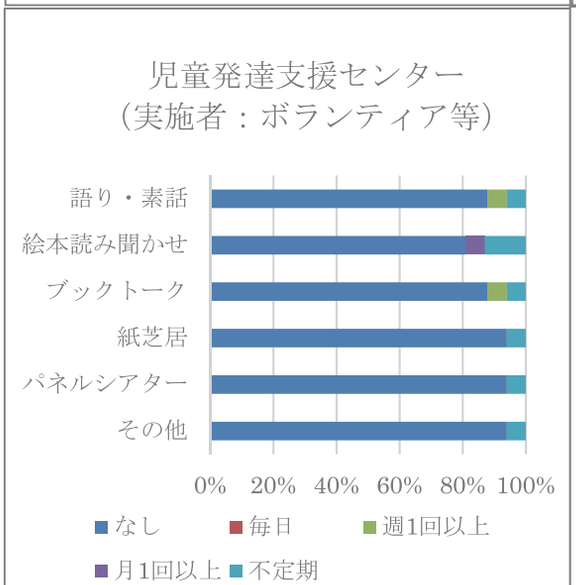
児童発達支援センター
（実施者：ボランティア等）
語り・素話
絵本読み聞かせ
ブックトーク
紙芝居
パネルシアター
その他
0% 20% 40% 60% 80% 100%
なし
毎日
週1回以上
月1回以上
不定期

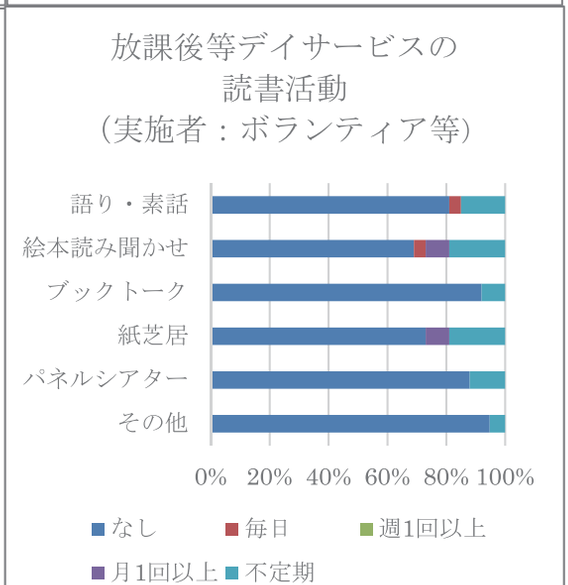
放課後等デイサービスの
読書活動
（実施者：ボランティア等）
語り・素話
絵本読み聞かせ
ブックトーク
紙芝居
パネルシアター
その他
0% 20% 40% 60% 80% 100%
なし
毎日
週1回以上
月1回以上
不定期

質問５　保護者に向けた読書の啓発活動について

	実施している (%)	複数回答				実施していない (%)
		おたより (%)	絵本講座 (%)	図書貸出 (%)	その他 (%)	
市立保育所	100	59	0	76	41※1	0
認可保育所	75	48	2	48	9※2	25
小規模保育施設	60	45	2	8	11※3	40
幼稚園	50	50	6	6	0	50
おやこ DE 広場	67	33	33	17	33※4	33
子育て支援センター	88	13	25	13	63※5	13
放課後児童クラブ	22	0	0	22	0	78
児童館・こども館	100	33	0	67	0	0
児童発達支援センター	44	19	0	13	19※6	56
放課後等デイサービス	15	8	0	0	4※7	85

※パーセンテージは小数点以下切り上げ。

※1　懇談会で絵本の紹介や読み聞かせ（4 施設）・読んだ絵本をクラスで掲示（2 施設）
貸出絵本コーナーの設置（2 施設）・毎日の活動の中で読んだことを紹介（1 施設）
読み聞かせをした絵本をクラス内にディスプレイして保護者に情報提供（1 施設）
未記入（1 施設）

※2　絵本紹介を掲示（1 施設）
月に 1 冊絵本をプレゼントしている。保護者の読みきかせをお願いしている（1 施設）・絵本コーナーの設置（1 施設）・川島先生のパンフレットの配布（1 施設）

※3　月刊絵本購入（2 施設）
その子の好きな絵本を連絡帳で不定期で知らせる。（1 施設）
その日に読み聞かせた本の展示（1 施設）・月 1 冊絵本を購入していただく。（1 施設）・ブログや掲示で「今日の絵本」として紹介（1 施設）

※4　イベントで紹介（1 施設）　掲示板（1 施設）

※5　フロアや講座内での紹介（1 施設）
（絵本の読み聞かせの良さを）口頭で利用者に伝えている。（1 施設）
フロア内での掲示（1 施設）
普段の活動の中でのひとりひとりへの絵本紹介（1 施設）
園児と同じ絵本の購入（1 施設）

※6　子ども達が好きな本を個人面談や懇談会で伝えている。（1 施設）
活動を通し伝えている。（1 施設）・未記入（1 施設）

※7　活動を通し伝えている。（1 施設）

質問６　職員への子どもの読書活動に関する研修について

	複数回答		行っていない(%)
	研修の実施(%)	研修会へ参加(%)	
市立保育所	12	59	35
認可保育所	21	60	28
小規模保育施設	21	32	51
幼稚園	19	50	38
おやこ DE 広場	17	33	67
子育て支援センター	13	25	63
放課後児童クラブ	0	5	89
児童館・こども館	0	0	100
児童発達支援センター	67	0	63
放課後等デイサービス	16	0	84

※パーセンテージは小数点以下切り上げ。

質問７　本とのふれあいによって、子どもたちに何か変化はありましたか。　また、読み聞かせへの反応など、子ども達の様子をぜひ教えてください。

①　市立保育所

<変化が見られたこと>

・子どもの言葉の数が増えた。（他１件）
・集中力がついてきた。（話を聞くことを楽しいと感じるようになった）。
・興味・関心が広がってきた。
・だじゃれにも興味を持つようになった。
・想像力が豊かになった。
・人の気持ちに寄り添えるようになってきた。
・自分からも本を手にすることが増えた。

<普段の様子>

・劇遊びなどのごっこ遊びに発展し楽しんでいる。（他８件）
・好きな絵本をくり返し読んでほしいと、子ども達の声が聞かれる。絵本の内容をおぼえて言葉を模倣し、楽しんでいる。（他４件）
・乳児の言葉が話せない子も喃語（なんご）や語尾を発したり擬態語を発したりする。（他１件）
・絵本への興味も大きく、各年齢、読み聞かせをとても楽しみにしている姿が多い。０・１歳児クラスでも自分で好きな絵本を選ぶ姿が見られていて、子ども達が絵本や紙芝居を他児に対して読む姿もある。（他１件）
・読み聞かせが好きな子が多く、ボランティアの方が来ることを楽しみにしている。（他１件）
・絵本やお話が好きで職員が読もうとすると集まってくる。くり返し読んでいる本の時は「次○○になるよね」と期待をし、また話し方や環境を工夫することにより「また読んで」「楽しかった」と益々お話が好きになっている。
・ことばのくり返しの楽しさ、次への見通し、絵のおもしろさ、物語のおもしろさ⇒楽しんでいる。集中してみている。心待ちにして

いる。
・気に入った絵本の歌やせりふを覚え。口ずさんでいる。子ども達は絵本のストーリーに入り込んで楽しんでいる。
・１対１での読み聞かせ時は、言葉のやりとりをする中でコミュニケーションを深めることができた。一斉での読み聞かせに参加するときは友だちと絵本の内容を共有しながら楽しむ姿がみられた。

②　認可保育所

<変化が見られたこと>
・表現や言葉の習得に役立っているように感じる。（他６件）
・絵本ひとつで子どもたちの想像力が高まると思う。また読み手の伝え方（読み方）によっても、物語の世界が広がってくると思う。（他３件）
・読み聞かせは物語の中に入り込み、集中して見ている。集中力が少しずつ長くなってきている。（他１件）
・毎月の読み聞かせで絵本大好きな園児が増えている。（他１件）
・静かに聞けるようになった。（他１件）
・室内にある絵本から、自分が興味ある絵本を選び、一人で集中して見たり、数名で絵本を見て楽しむ姿が見られる様になった。又、文字への関心が高まり、声に出して読んでいる子もいる。読み聞かせの時間には、皆、職員の話術、話の内容、絵を楽しんで集中して聞いている。
・本を介して、友達の輪が広がっている姿が見られる。
・一人一人と向き合う時間として大切にしている。入園してまもない子ども、何らかの原因で不安や淋しさを感じている子も、本を通して、また保育園のあたたかい時間により落ち着き、前向きな心になることができる。
・相手の気持ちを考えられるようになってくる。
・本を通じてその物語や文字への興味、家族の方とのコミュニケーションへつながっている。
・文字の興味・ファンタジーの世界感が広がっているように思う。絵本や図鑑がとても大好きで絵本を読み聞かせることで興味関心が高まっていると思う。

<普段の様子>
・子ども達は本が大好き。保育中の中、お昼寝の前の時間等にそして夕方の時間とか、職員の読んであげる時間以外に（自由時間等）にかならず職員が読んであげた本やその他を見たり読んだり、子ども達はしている。（他６件）
・遊びに発展させごっこ遊びに展開したり、復唱している姿がみられる。（他３件）
・本の内容をよく覚えていて、生活の中で似たシーンがあると思い出して話している。本の内容（文章）を暗記して１冊分通しで言う姿が見られる。（他１件）
・とても興味深く目で見て耳できいている。（他１件）
・0 歳児～2 歳児はひざに乗せてほぼ毎日読んでいる。
・毎日午睡前に本読みをしている。その日に読んだ本を保護者といっしょに借りていく姿がみられる。
・読み聞かせは大好きで、乳児も気に入った絵本を何度も繰り返し読んでもらうことを喜んでいる。
・保育者の読み聞かせの姿を真似する姿を見られる。
・くり返しの言葉や擬音を楽しみながら言葉を覚えたり手振りをつけたり五感を刺激しながら楽しんでいる。擬音のところを子どもたちは待ちに待っている。一緒に言っている。
・素話の中では想像を膨らませながら楽しんで聞いている。2 才児も好みの本はくり返し読んでほしいと要求している。

<その他>
・伝統について知るため絵本を活用。より理解が深められていると思う。又、どの子も絵本、紙芝居が大好き。
・新しい保育園にて絵本のコーナーを作る予定にしている。子ども達は喜んでいる。
・子ども達の大好きな絵本。読み手によって変化があり、また、自分でページをめくり見るものとしても楽しめ、保育（子育て）には欠かせないものだと思っている。
・一人でも楽しめ、集団でも楽しめる。色々な思いも共有でき、言葉だけでは伝えきれない愛や希望、勇気など心の動きを感じられる。

③　小規模保育施設

<変化が見られたこと>

・言葉が増えた。知識が増えた。（他 10 件）
・集中力が少しずつ身についてきているように感じる。（他 4 件）
・自分で本棚から本を手に取って見ている姿がみられるようになった。保育士が絵本を読んでいる時に思った事を言葉で言ってくることが多くなった気がする。（他 3 件）
・遊びの中で物語の再現遊びが見られるようになった。（他 2 件）
・絵本は園児全員が大好きなので、絵本が始まると直ぐに静かになり落ち着く。絵本によっては対話をしながら行っていくことがあり、創造力を伸ばすのにも変化があると思う。（他 2 件）
・絵本の内容にふれあい、いろんなことに興味を示すようになった。またキチンと座って参加できるようになり、絵本のお話に反応し一緒に声を出してふれ合っている。（他 1 件）
・子ども達から「○○」読んでとリクエストも出るようになり、自己表現もできるようになった。（他 1 件）
・繰り返し楽しむ事で言葉あそびや一緒にセリフを言うなど楽しみ方がかわっていった。
・2 週間おきの図書館へ行って本をかりる事が楽しみなようだ。
・嬉しい気持ちや悲しい気持ちを共感できる子どももいる。
・読み聞かせを始めてから落ち着き、活動にメリハリがつくようになった。本の内容を覚え楽しく体をゆらしたり、言葉を真似る。
・本が好きな子は、その時その時で好きな本を何度も繰り返し読んでもらうことをせがみ、そのうち内容を暗記してページに沿って決まったリアクションを取ったり、自分で語り始めるようになる。読んでもらう時は保育者の膝に座り、とてもリラックスしており、心のよりどころになっていたり、発語や表現することの刺激になって豊かな自己表現が身に付くと感じている。
・家庭でも、園で読んだ本を母親に教えたり、読み聞かせをする姿が見られると喜ばれている。
・保育者のひざの上で読んでもらうことによって、心の情緒の安定が図られた。あと、自然と他児とのやりとりも増え、関わりを持てるようになった。

<普段の様子>

・保育士の膝に座って読んでもらうことを喜んでいて、順番待ちが発生する。（他 1 件）
・子ども達は絵本が大好きになった。読み書かせだけでなくだんだん自分で本を選び椅子に座りじっくり読む姿も見られる。読み手になってお友達によむ姿も見られる。
・絵本の読み聞かせは毎日行っている。同じ本を何度も読み繰り返しを楽しんでいる。子どもたちは絵本への集中力が高い。
・0～2 才児なので言葉への反応が良く、カニツンツン、もこもこもこなど言葉、音を楽しんでいる。 2 才児は話の内容を理解して物語になっているものを好むようになってくる。
・読み聞かせの時間は必ず集中して楽しそうに見ている。好きな絵本は台詞を全て覚えていて職員と一緒に言いながら見ている子が多い。
・0～2 才の乳児なので、 1 対 1 での読み聞かせを心がけている。子どもたちは保護者のことばをくり返したり、絵を指さしたりして絵本の世界を楽しんでいる。 1 才の子でも、お気に入りの絵本を保育者のところへ持ってきて、読んでほしいと訴える姿がある。
・同じ絵本を何度か読んでいくと 0 歳でも 1 歳でも片言で絵を指差しながら、そのものを言おうとしたり、その年齢なりに参加する。
・絵本を選んでいると子ども達が側に寄って来ます。みんな絵本が大好き。
・毎日の読み聞かせの中で、くり返しのある絵本を一緒に声に出して言ったり、好きな絵本（おばけ、だるまさん等）は、「また読んでね」「やった　これ見る」とリクエストする姿が見られる。
・0 歳児の子どもでも床にお座りをして、先生の読み聞かせをじっと聞いている。1,2 歳児の子ども達は繰り返し読み聞かせを聞く事により、内容を覚えて言葉を発している。異年齢の合同保育なので、年齢の大きい子の言葉を聞く事が出来る。
・一緒に発声できる絵本は人気があり大きなかぶで「うんとこしょ、どっこいしょ」等楽しんでいる。
・繰り返し読んであげる事で興味をもち知っている物の名前を言ったりストーリーがわかると先に声を出して言う姿が見られる。また、順番（この子がおわったら次はボク）がわかり、となりでそっと座って見る姿もある。
・一人一人がお気に入りの絵本を見つけて、何度も見聞きしたり、自分でページをめくってはお話している姿が見られる。保育士との絵本でのやりとりの中で覚えて一緒に歌ったりすることもある。集中して見ている時の子ども達の目や表情が生き生きしているのを感じる。

・絵本の内容に興味を持って、絵や話の内容により笑ったり、声を出して読み聞かせに反応し、一緒に楽しむ姿が見られる。
・繰り返し読む事で台詞を一緒に言ったり、動物や乗り物の名前を言ったりする姿が見られる。
・読み聞かせの際、声の大きさや読んでいる時の表情で反応が変わりました。仲良いお友達同士隣で座っていると興味を持って聞いてくれる事が多いです。
・絵本・紙芝居は子ども達を落ち着かせるのには良い教本だと思う。題材を選ぶには、年令に合った内容をと思いながら難しいところがありますが、読み聞かせている時は目がきらきらしている。
・季節やその時の子どもの様子や活動等に合わせて読み聞かせを行う事が多い為、絵本の内容を理解する事が早く、遊びの中での会話等に絵本の話が出て来る事がある。集中してよく見入っている。

<その他>
・職員による読み聞かせは午睡前や活動の前に行っている。また、午睡前の自由な時間（１５分程）は自由に子ども達が絵本を見る時間を取っている。子ども達は絵本が大好きで楽しんでいる。
・保育園のそばにある図書館へ行き、絵本や紙芝居、大型絵本などを借りてきて子ども達に読み聞かせているが、どの子もお話は大好きで随分長い話であっても集中して聞けるようになってきた。大好きなお気に入りの作品は飽きることなく繰り返し読んでもらいたがる。現在は主に職員が借りに行っていますが、２歳児だともう自分で好きな本を読むこともできる。子どもと一緒に図書館に行って絵本を選び借りてきて、お家に持ち帰りお家の方にも読んでもらって・・と言う取り組みができたらいいなと思っている。また、うちの園では職員に毎月絵本の購入をお願いしている。どんなものが今の子ども達に合うのか喜ばれるのか等も学べるといいなと思ってのこと。職員全員順番に行っている。これは今後も続けていきたい。

④　幼稚園

<変化が見られたこと>
・集中して話が聞けるようになってきた。（他１件）
・心が豊かになり想像力、発想力を養える。（他１件）

<普段の様子>
・絵本コーナーがあり、自由に読書も可能なため、自分の気に入った本を読んでほしいと持ってきたり、年齢が高くなるにつれ、長い物語に興味を示している。
・先生が読んでくれた本を、保育室の絵本コーナーに設置すると、幼児が好きな時に読む姿が見られる。
・毎日、お帰りの前のひととき、長編の物語、絵本や紙芝居など学年やクラスに合った内容のものを読んでもらうのを楽しみにしている。
・園の中に子ども図書館があり、絵本は全員の子どもたちが大好き。父兄の方達もとても好きになっている。
・最近視線の合わない子が増えていますが、絵本、紙芝居には向き合う姿を感じる。
・子ども達の毎日に絵本とは切っても切れない関係です。素話も日頃からよく聞いている。静かに聞く時友達と一緒に盛り上がる時とめりはりがある。
・興味のある物・その他集中してよく見ている（聞いている）。
・作品展などでは絵本をテーマにして作品を作ったりしたので、子ども達も様々な想像をふくらませて作ることができる。

⑤　おやこ DE 広場

<変化が見られたこと>
・普段乳幼児に読み聞かせを行っているが、子育てのツールとしてお母さんたちも絵本を手に取ってくれるようになっている様子が見受けられる。

<普段の様子>
・読み聞かせや紹介（絵本等）した後、その本を読んでいる姿（利用者親子）も見受けられる。声を出し動作を真似したり、喜んだり等の反応が見られる。

・子ども達は本が好きで同じ本でも毎日読んでと持ってくる。知っている話などは先へ先へとめくっていく。
・子どもたちの方からこの本を読んでとスタッフの方に持ってくる姿が多く見られる。１歳児も絵を指さしたり、絵本を出しては開いて閉じて読んでいる真似をしている。
・親子で楽しんでいる。手遊び、わらべうたなども人気がある。

⑥　子育て支援センター

変化が見られたこと>
・ベビーフロアの終わりに絵本の読み聞かせを行っているが、０歳児でもしっかりと絵本をよく見ている。笑ったり、まねっこしたり、お子さんが喜んで絵本を見ている姿を見て、保護者も自然に笑顔になっている。親子のコミュニケーションにとても役に立っていると思う。
・子ども達が絵本をよく見る姿に保護者の方も絵本の良さを再認識している。当センターでは、終了の前に絵本を読むので、子ども達も流れを理解しきいてくれる。

<普段の様子>
・毎日のフロアでの集まりで絵本の読み聞かせを行っている。お気に入りの絵本を見つけたり、図書館で借りたり、書店でも購入した話もきく。離席してしまうこともあるが、講座や座ってみられるようになっている。
・乗り物や動物の絵本を見て、ブーブー、ニャーニャーと伝えてくれたり、読み聞かせでは、だるまさんやいないいないばあの動作を皆で楽しんでいる。
・常に遊びのフロアの中に本棚に絵本がある。自ら絵本を手に取り、めくってみたり親へ「読んで」と持っていくこともある。同じ本を何度も持ってくる子や、同じページを何度も見る子もいる。その子の今を親が大切に関わる姿がほほえましい。
・毎日、ランチタイムの前に読み聞かせを行っている。絵本の時間を喜び、イスを用意して座ってみることが習慣づいている。又、声に出して反応したり、落ち着いてみている。
・家庭環境からなのか家で絵本を読んであげている様子がなく、落ち着いて聞くということがあまり見られない。又、周りの玩具が気になってじっと聞いてられない様子も見られた。
・読み聞かせの時間になると、自分から座って聞く姿勢になり、はじまりの手遊びから楽しんで参加する子が多い。

⑦　放課後児童クラブ

<変化が見られたこと>
・自分で読んでいる子は集中して読んでいて、集中力が養えていると感じる。（他３件）
・一日の中で静かに集中する時間をもつことで少し落ち着いた子もいると思う。（他１件）
・毎日読書をする時間があることで、本を読む習慣が身についてきている子どももいる。クリスマス会のときに聞く聖書の話などは、興味をもって聞いている子が多い。

<普段の様子>
・本の中の場面を想像し他の人の気持ちを理解したり、自分が経験した気持ちが再現されたりすることで、関わり方を知ることにつながっている。興味のあることを深めたり、知らないことを知るきっかけとなっていると思う。
・１年生中心に入会した時に行っている。指あそび等も入れた読み聞かせなので、集中して聞いてくれる。
・読み聞かせは、おもしろい本や、くり返し言葉が出てくる物、おしりやうんち等の言葉がでてくる物に興味を示し、引きつけられている。自分で読む本は、物を探す本や、おしりたんてい、ゾロリ等シリーズの物を読んでいる。
・月に１度のボランティア読み聞かせタイムを楽しみにしている。上級生は「イヤだ～」と始めは言っている児童も、お話しに吸い込まれて目を輝かせて聴いてくれる。
・季節の行事に合わせて読む機会を作っているので、行事に興味をもってくれる子も増えてきている。
・興味をもった本を自分でもう一度読みなおしたり、ごっこ遊びの中で取り入れている。
・以前はお誕生日会などで「命」の大切さを感じられる読み語りをしている。子ども達が一生懸命聞いてくれていたと実感していた。

⑧　児童館・こども館

<普段の様子>

・知っている絵本や繰り返しのある絵本だと指さしをしながら反応している。（幼児）
　本の感想を職員と話したり、おすすめの本を紹介すると借りて行ったりする。（小学生）・大人と子どものふれあいの中で愛着等、心が落ち着く様子が見られています。文字や絵への興味が出たりしている。

⑨　児童発達支援センター

<変化が見られたこと>

・生活に関わる本を繰り返し読む中で、身辺自立への意識がめばえることがある。絵本を読んでほしく、職員に要求するようになった。簡単なストーリーのある絵本を楽しんだ後、ごっこあそびや日頃の遊びの中でセリフ動作を真似して喜んでいる。
・好きな絵本ができたり、日常に絵本の言葉や物語が子どもたちからきこえてくる。
　また、好きな絵本を友達と一緒にみたり、自ら読み聞かせしてくれたりする。
・集中して話・絵本を見たり、聞いたりできるようになった。おはなしが終わると残念そうに悲しい顔をする。
・集中力が高まった。回を重ねるごとに児童の好む傾向が把握できるようになっている。
・内容を知っている子は一緒に読むことが出来、知らない子は集中して聞いてくれる。又、活動の切り替えが上手に行われる。
・言葉が増えた。知識が増えた。
・座れる時間が長くなり、興味をもってきいている。
・お気に入りの本が出来て、支援の時に読んでほしいとリクエストする。
・好きな本が決まってきている子（本にあまり興味がなかった子）は、いつも同じ本を持っていたりする。

<普段の様子>

・好きな本ですと、何回でも読んでほしい様子。
・御家庭にある本、お気にいりの本があると安定につながり安心して過ごしてくれる。
　読み聞かせの時間は、着席も上手に出来て、最後まで聞いてくれる。
・紙芝居等子どもたちは喜んで参加している。
・空いた時間がなくなるので集中がきれない。

⑩　放課後等デイサービス

<変化が見られたこと>

・お気に入りの本が各自に出てきて「読んでくれ」とリクエストされる。
・読み聞かせを始めた頃は、反応も薄く、そばに座っていても、うわの空のような状態だったが、回を重ねるごとに興味・関心が高まり、「今日はどんな絵本？」と聞いてくれるようになる。「わっーぁ」と声を上げたりして、物語の世界を楽しむ様子が見られる。
・毎日時間を決めて読み聞かせを行った結果、現在では落ち着いて話を聞くことができるまでに成長した。
・多動の児童が本への興味を示し落ち着いてページをめくりながら集中できるようになった。
・集中して話・絵本を見たり、聞いたりできるようになった。おはなしが終わると残念そうに悲しい顔をする。
・コミュニケーション能力が上がっている。
・個別や少人数の読み聞かせですが、絵本に興味のなかった子が続けて読むことで、本当に少しずつですが絵本に目をむけたり表情がやわらかくなったりしている。ひとりひとりのお気に入りの絵本がみつかればと思う。

<普段の様子>

・月１～２回外部の方に来てもらっている。いつも子どもたちは心待ちにしていて、一緒に絵本の中に入り込んでいる。また講師の方との会話も楽しんでいる。
・本の内容の理解力はわからない児童がほとんどですが読む側の声の強弱や絵に目線をおくったりと反応してくれることがある。その反応を大事にしたい。

・気に入った物語を何度も「読んで」と求めてきたり、人気の本は読み聞かせに合わせて一緒に手振り身振りをしたり楽しんでいる様子が見られる。
・当事業所は障害のあるお子様をお預かりしているが、個々の対応で傍で読み聞かせをすることがある。その際の子どもの様子は耳を澄ましているような、穏やかな表情が見受けられている。
・内容を知っている子は一緒に読むことができ、知らない子は集中して聞いてくれる。又、活動の切り替えが上手に行われる。
・読み聞かせは行っていないが、絵本などでの説明のときは見入っていることがあった。
・しっかり座って読む又は聞いている子どもは１割程。ただ外部の方が来ての紙芝居などは３割程が聞いてくれる。物語として理解はしていないが、擬音などに興味を持つ児童が多い。
・基本的に読み聞かせは好きで、楽しみにしている。
・くり返しの言葉は皆好きで一緒に言って楽しんでいる姿が多い。季節に合った絵本や紙芝居は、やはり興味を持つ。
・読み聞かせなどの時は集中してじ～っとみて聞いている子。指を指し反応する子もいる。最後に、感想をきいてみる（子ども達へ）
→気になった人物、動物など
・低学年以外の子はあまり興味なく、読み聞かせの時間に他のことをしたり、ふざけてじゃましたりする。体を動かしたり工作することのほうが好きな子が多い。
発語なく、おもちゃに興味もたない子が、音の鳴る本を気に入り、遊ぶようになった。

質問８　その他、子どもの読書活動推進について、貴施設で取り組んでいる状況や、今後取り組みたいこと、またご意見・ご要望などありましたらご記入ください。

①　市立保育所

<取り組んでいること>
・玄関先に絵本の貸し出しコーナーを作り家庭など身近で絵本にふれる機会となっている。
・絵本の貸し出しを行っている。５歳児クラスは年３回市民センターへ行き、図書館で好きな絵本を選び、１冊ずつ借りている。今年は向陽高校へ絵本の読み聞かせの講師として職員２名が出向いた。次年度もボランティアによる読み聞かせ、人形劇の公園など今年度同様に実施できるように依頼予定。
・「絵本の会」という名前で職員が交代でクラスに行き、絵本の読み聞かせを行っている。日中の職員が対象で年６回程度行い、読んだ本の紹介を保護者に掲示している。
・保護者への読み聞かせや、絵本の紹介をしたことで、家庭でも絵本を借りたり、購入する等する様子が見られた。
・発達に合った絵本をどんどんクラスにおろしたり、今日読んだ本を掲示して保護者に知らせるようにしている。
・絵本の読み聞かせは、人との関わりとなったり、想像力が広がり、遊びへとつながったりするので、今後も積極的に取り入れていきたいと思っている。
・保育所内に絵本貸し出しコーナー「金魚文庫」を設けている。送迎時に親子で絵本を選ぶ中で、親子の触れ合いが自然にみられている。来年度も引き続き絵本の貸し出しを行っていく。
・絵本貸出コーナーではお迎えに来た保護者の方と「今日、これ読んで」「いいよ」等、親子で絵本に親しむ様子が見られているので定期的に絵本を入れ替えたりしながら環境を整えている。
・保育所内で、絵本の貸し出しを行っていて、借りていく家庭も多く家庭での読書活動の啓発として、本の差し替えや質の良い本を入れていきながら、取り組んでいきたい。
・年間を通して５歳児対象に、図書館で本を借りる機会を作っている。又、おはなし会への参加も経験でき、地域の施設を利用し、本好きな子に育てたいという願いと共に、子どもを通して保護者へも本の楽しさを伝えていきたい。職員は、年齢や季節にあったタイムリーなものを子ども達に提供している。子ども達は本を読んでもらうことで期待が高まり、また、空想の世界を友達と共有し、ごっこ遊びが広がっている。読み聞かせボランティアたんぽぽが、月１回来所し、年齢や季節に合った内容を吟味し提供していただいている。子ども達は、とても楽しみにしており、職員も良い刺激となっている。
・保育所で貸し出しコーナーを設置し、各年齢に合った図書を保護者にも知らせている。

<取り組みたいこと>

・今後、図書館の貸し出しの利用を計画し、子ども達がより絵本を身近に感じてもらえるよう計画をしている。
・目的に合わせた絵本の提供の仕方や語り、素話の大切さについて等職員間で検討し、今後取り組んでいきたい。
・今後、貸し出しコーナーを設けて更に読書活動させていきたい。

<要望>

・ボランティアの方に来所してもらい、紹介していただきたい。

② 認可保育所

<取り組んでいること>

・２歳児クラスからクラス全体で絵本を見る日をつくっている（一人一冊）
・貸出し絵本コーナーがあり、親子で楽しみながら絵本を選んでいるときに、ほほえましい姿が見られます。
・園の絵本の貸出を行い、家庭でも読む機会を作っています。
・好きな絵本を自由に楽しめる環境設定を心がけている。
・絵本の読みきかせや、応答しながら進めることで親子、保護者との関係や関わりが深くなると感じている。絵本コーナーもあることから、今後も絵本を通した関わりをつなげていきたい。
・ブックイヤーとして保護者の方へ年間指導計画を配布したり、２歳児以上クラスには、ブックカレンダー（毎日、家庭で何の絵本を見たか）を月に１回配布して月末に集め、家庭での読み聞かせの状況を把握している。
・新しい本を各クラス職員が選んで毎月購入している。
・保護者の読み聞かせの時間を作ってもらいたく、月に一人１冊絵本をプレゼントしている。
・素話、テーブル劇等で紹介し、受け取る子ども自身の自由な想像をもとに、遊びのなか劇として再現をしたり、お話の続きをつくったり、描画や工作（手仕事）などそれぞれが自由に発想して表現ができるように、常に道具や材料を揃えている。季節や行事に因んだ話を紹介することでより理解を深めること、自然や社会等（世界観）を広げることにもつなげていく。
・職員のおすすめの一冊をおたより等で紹介し、実物を園の”絵本紹介コーナー”を設置したことで、送迎時によみきかせる親子の姿を多く見かけるようになりました！
・自由時間に本を見ている。（食後、昼寝時の前後等）
・毎月園だよりで絵本を紹介している。
・年間のカリキュラムの中に年令ごとの絵本カリキュラムを作成している。また、外国絵本も用意している。保護者が見られるように絵本コーナーを設置している。
・おはなしキャラバンのように来てくださる方がいてもよかった。
・カンガルー文庫という貸出絵本をしている。

<取り組みたいこと>

・子ども向けの絵本の貸出し（現在、大人向けを保護者に貸出）にも取り組んでいきたい。
・絵本（図書）コーナーの充実を考えている。現在、職員が読み聞かせすることが中心だが、絵本や紙芝居の紹介をかねた読み聞かせを地域の方にもやっていただける取り組みをしていきたい。
・絵本だけでなく、素話をすることで、子どもが話を想像していく事をもっと多くしていきたいと考えている。

<要望>

・職員以外に本に取り組んでいる方、又は団体にきていただくのも良いのかなとも思っている。ボランティアの方等に…。
・大型絵本などをもう少し優先的に貸出していただけるとうれしい。
・大型紙芝居などの貸出しを充実させてほしい。
・今後とも「絵本はじめのいーっぽ」を子育て支援センター（六高台保育園）内で行ってほしい。
・おはなしキャラバンのように来てくださる方がいてもよかった。

③　小規模保育施設

<取り組んでいること>

・保護者の有志の方が行っている絵本のサークルも大人気で親の意識も年々高まっている。
・わらべうたもリズムがあり言葉の意味が今はわからなくても子どもたちは繰り返し楽しんでいる。
・一冊の絵本が園と子どもと保護者を繋げる架け橋となることを願う。ジャンルにこだわることなく様々な絵本を楽しませていきたいと思っている。
・受け入れ口に季節の絵本を飾ったり、子どもたちの好きな絵本からごっこ遊びに発展させたり、子どもたちが何度でも絵本の世界を楽しめるように配慮している。今度は季節ごとに新しい絵本を購入していきたいと思う。
・これからもボランティアさんの読み聞かせや図書館（読書推進センター）へ行って借りたいと思う。
・読み聞かせは、一対一でも行っていて、その子その子の好きなものを読んでいる。関わりを大切にしながら、子どもの興味に合わせて今後も行っていきたい。
・今後も読書活動に取り組んでいきたい。子どもたちは絵本の内容をどんどん覚えて声に出すようになっている。季節の絵本をよく楽しんでいる。今後も図書館の貸し出しを利用していきたい。
・絵本はコミュニケーションの１つのツールとも考えている。寝る前に読んであげることを推奨している。
・強制ではないが定期購読をしている。絵本の良さを日々の応対時や行事などで伝えていけたらと思っている。
・月に１冊、絵本を購入して頂く事で園と家庭で同じ本を楽しむ事が出来ていて、家庭でも親子の触れ合いのいい機会になっている。園と家庭で共感の輪が繋がっている。絵本を読んでもらう時は落ち着いて床にお座りをして集中する力を培っている。
・絵本棚の周りにテーブルを置き「絵本コーナー」を設けた所、遊びの途中自分で読みたくなるとそれぞれに好きな本を出して読むようになった。
・本棚より自分たちで好きな本を選んで読めるようにしている。
・これからも絵本が好きになれるよう読み聞かせを学んだり、ゆったりした園環境づくりにつとめていく。
・月ごとに季節に合わせた絵本を繰り返して読み聞かせるようにしている。
・子どもが気に入って集中して見ている絵本を迎えの応対時に話をしたり、ルーム懇談会で絵本の紹介をしている。実際保護者にも手に取って見て触れてもらっている。
・園で読み聞かせしている「こどものとも」の絵本を家庭でも楽しんでいただけるように紹介し、薦めている。懇談会時に園で読み聞かせしている子ども達が楽しんで見ている絵本を手に触れて見る事ができるよう並べている。
・一斉保育でないため、一斉に読もうというのはないが、個別で保育者に読み聞かせをするので、一対一での時間を大切に出来ていると思う。しかし、集会などで一斉に読む時に長い話など聞けない時もあるので、少しずつ取り入れていきたいと思う。

<取り組みたいこと>

・園だより等でおすすめの絵本や絵本の読み聞かせがどのように子どもに影響を与えるかを伝えていきたい。
・園で読んでいる絵本を家庭にも伝え親しんで頂きたいと思う。スマホを使い子育てをする方が増えているので、絵本の良さを伝えていきたい。
・園だよりで子ども達の好きな絵本の紹介をする機会をもう少し増やしていきたい。
・オリジナルのパネルシアターを作りたいと思っていますが。
・職員への子ども読書活動に関する研修や絵本の読み聞かせを多く取り入れている。
・パネルシアター、エプロンシアターなど、さまざまな形で物語の内容を子どもたちに伝え、楽しんでいる。

<要望>

・不要になった絵本が図書館や保育園にリサイクルとして回ってくる仕組みがあったらよい。
・図書館を利用してみたいですが、遠方の為なかなか借りに行けない。無料の駐車場があると職員の車で行けるので沢山の本を季節に応じて読み聞かせが出来て嬉しい。
・毎日、保育者によって読み聞かせているが、ボランティアや有料講師の方の読み聞かせを行い、「コツ」を指導してもらうことができたらと思っている。

④　幼稚園

<取り組んでいること>

・常に読めるように図書コーナーにテーブルと椅子を設置しており、子どもたちのいこいの場所になっている。
・毎週絵本の貸し出しを行っている。
・絵本の月刊誌を各園児が毎月購入し絵本指導を行っている。
・パネルシアターやエプロンシアターも取り入れている。
・年齢別の月刊絵本を配布し、家庭での読書を促している。
・月刊誌を学年ごとに検討して、全園児で購入してもらっている。毎年新刊書も購入している。一見でわかりやすい本が好まれている。一方、昔から読み継がれている静かな感動が与えられるような絵本に脚光が当る機会が超有名な本以外無くなりつつあってとても寂しく悔しい気がする。保育者も児童書を深く知り、またアップデートする学びが必要だと感じている。
・絵本の部屋や絵本コーナーの設定、また自分達で作る手作り絵本、絵本のストーリーをペープサートで遊ぶなど。

⑤　おやこ DE 広場

<取り組んでいること>

・本棚にある絵本を季節毎に入れ替えたり、毎月おすすめの絵本を紹介している。ファーストブックの紹介を年４回行い同時に赤ちゃんに向けた保護者が行う読み聞かせの方法を教えている。
・おうちでもたくさん読んであげてくださいとはよく伝えるが、スタッフ以外の人に読んでもらう機会があればいいと思う。
・これからもいろいろなジャンルの絵本を紹介していただけたらありがたい。親子で楽しんでいる。
・季節に合った絵本を随時入れ替え、展示もしている。

⑥　子育て支援センター

<取り組んでいること>

・「絵本はじめのい～っぽ」が好評ですので、今後もお願いしたい。またブックスタートで配っている絵本の紹介・提供を頂き、利用者の方に案内でき助かっている。
・毎月１回広いホールで絵本の読み聞かせをしていただいている。開催場所が広すぎて、走り回るお子さんが時々いてやりにくいこともあると思うが、毎回いろいろな手遊びや絵本の読み聞かせ、紹介をしていただいて非常に感謝している。集中できなかったお子さんが回を重ねるごとに落ち着いて聞けるようになったりということもあり、お子さんの成長ぶりを感じることもできる。絵本の時間を楽しみにして来館される方もたくさんいるので続けてほしい。毎年パネルシアターの講習会に参加している。以前松戸市で開催されていた「おはなしキャラバン」をやってほしい。
・絵本を身近に感じてもらえるよう、お子さんの興味関心にあった絵本を用意し、手の届く所に本棚を設置している。遊びにいらっしゃる子の殆どが０～３才のお子さんなので、年齢に合わせた本や、その子の関心がある本を一緒に見て、楽しさを共有していきたい。
・フロアの終わりに、わらべうたと絵本の読み聞かせを行っている。
・講座でエリック・カール特集していき、絵本の紹介をしている。
・絵本と連動しての工作が好評で、少しでも絵本に興味が持てるようなきっかけを作っていきたい。今後、職員以外のボランティアや団体の方々にも参加活動の取り組みを考えていきたいと思っている。団体等の紹介をして頂きたい。
・3/15　初めて「おはなし会」を実施する。とても楽しみにしている。

⑦　放課後児童クラブ

<取り組んでいること>

・現在季節ごとのイベントや長期休みで読み聞かせをしているが、落ち着いて聞いている子もいる中、落ち着けない子が聞いている子の邪魔をしてしまうなどあり、導入の工夫やプログラムの工夫が必要と感じている。
・１日 30 分程度読書の時間を設けている。読書推進センターの土曜日に行われている読み聞かせに参加させていただいている。

・毎日の宿題タイムは、宿題の他に本を１冊持って座ることになっている。宿題が終わったら本を読んで時間（20～30 分）迄過ごしている。１年生はかいけつゾロリ、おしりたんていが人気。２年生はそれに加え怖い話シリーズや絵本等、３年生以上になると、小説青鬼、星のカービィ、ことわざ絵本、その他が多くなる。
・定期的に本の入れ替えをしている。
・伝統行事の時、絵本や紙芝居などで由来のお話をしている。年に何回か専門の人たちに来てもらって、素話や読み聞かせなどを取り入れている。

<取り組みたいこと>
・読書の時間は設けているものの、子どもが関心をもてるような取り組みができていない現状がある。読書が苦手な子は苦手なままでいるため、読み聞かせや本の紹介などをして、少しでも読書を好きになる子を増やしたい。また、そういった活動をしている団体のことを知りたい。
・季節にあった本の読み語り・取り組みを行いたいなーと思うが、中々実現できていない。読み語りの研修など積極的に参加したいが…。活動を推進できるよう努力していきたい。

<要望>
・夏休みは毎日本を 20～30 冊借りてお昼休みに読みまわしをした。今は児童も増え、職員の負担もあり行っていない。夏休みは一日保育で長いので移動図書館があったらうれしい。
・図書館で借りた本を並べておくと、手に取って読み始めるので、良く目に付くところに並べておく。定期的に読み聞かせをしてくれる方がいるとありがたい。

⑧　児童館・こども館

<取り組んでいること>
・ポップをつけて、おすすめの本を紹介する。
今後、子どもが意欲的に本を読むようにするために、「読書通帳」を作ってみたいと思っている。中高生向けのヤングアダルト本の充実を図っている。

⑨　児童発達支援センター

<取り組んでいること>
・セミプロの読み聞かせをしている者が職員の中におり、その者のアイデアを取り入れ、読書の向上を図っている。
・子ども達が好きそうな絵本を探し、楽しく行えるよう心掛けていきたいです。
・一冊の紙芝居を、読み方を工夫し読んでいる。
・活動の一環として雨ニモ負ケズ等暗唱に取り組んでいる。

<取り組みたいこと>
・なかなか家庭で絵本を楽しめない子どもが多いので、通園で読み聞かせする中で好きになった本を紹介したり、読み聞かせだけではない楽しみ方を知らせたり個々にあった楽しみ方を今後も保護者に伝えていきたい。
・紙芝居の読み聞かせ、パネルシアターにも挑戦してみたい。
・大型のパネルシアターを増やしたいと考えている。行事やお楽しみ会に企画したい。
・これからもっとスキルアップ研修を行い、活動を広げていきたい。
・子ども達が好きそうな絵本を探し、楽しく行えるよう心掛けていきたい。
・読んでもらう楽しさを保護者様へ伝えること、ことばは耳から入ってくることを広く伝えることをしたい。

<要望>

・定期的に市内の図書館から借りて子どもたちに読み聞かせをさせて頂きたい。大変ありがたい。視覚障害、聴覚障害の子でも楽しめる本が充実するととてもありがたい。返却場所が、近隣の施設（スーパーなど）駅などにも設置して頂ければ助かる。
・ボランティアで読み聞かせがあるとうれしい。

⑩　放課後等デイサービス

<取り組んでいること>

・小学生までは半数以上が聞いてくれるが、中学・高校となるとあきてしまう。しかし、色々な本や紙芝居などを帰りの会など読んでいきたいと思う。
・雨の日などよく図書館へ行く。借りて読みたい本を子どもたちが選ぶことが出来るようになった。
・読み聞かせは難しいが、中～高学年向きの本なども置くようにした。帰りの車にのるまでの時間、本を読むのは良い（おもちゃは出さない）というルールにしたところ、自ら進んで本を読んでいる子増えた。子どもたちの状況や発達段階に合わせた本の選び方を知りたい。
・取り組んでいる状況→よみきかせの後、その内容を元に壁面コラージュへと導き、空想の世界を表現する活動を進めている。今後作品展等を通して子どもたちのことを知ってもらいたい。
・今後もたくさんの絵本を知ってもらい、楽しい、おもしろいなどの体験、季節を感じたり語彙が増えてくれるとうれしいなと思っている。
・放課後等デイサービスは放課後の少しの時間であり、子ども達自身が外遊び（体を動かすこと）を好むため、外遊びやレク中心の活動となっている。
・SST トレーニングが中心なので、特に読み聞かせはしていない。
・子どもたちが好きそうな絵本を探し、楽しく行えるよう心がけていきたい。
・利用されている児童が、小学校高学年から高校生ということもあり、読書よりはマンガを読むことが多い。また読書のむずかしい児童は図鑑などを見ていることが多く、読書に対しての意識は低い。
・読み聞かせに一工夫加えて、指人形などを制作し興味の幅を広げている。また、大判の紙芝居なども活用しお話の楽しさを感じられるようにしている。

<取り組みたいこと>

・集団での活動として、パネルシアターは動きもあり、視覚からも情報が入りやすく興味をひくかなと思うので、取り入れていきたいと考えている。（他 2 件）
・色々な学年の色々な子どもたちが来ているので、子どもたちの興味のある絵本の充実。季節を感じられるような絵本、紙芝居の読み聞かせなど、取り組んでいこうと思う。
・小学生までは半数以上が聞いてくれるが、中学・高校となるとあきてしまう。しかし、色々な本や紙芝居などを帰りの会など読んでいきたいと思う。
・これからももっとスキルアップ研修を行い活動を広げていきたい。
・本の数や種類が少ないので、図書館を利用するなどしてたくさんのジャンルの本やたくさんの絵本を子どもたちと一緒に読めたらと思う。

<要望>

・ボランティアの方で読み聞かせしてくれるかたが定期的に来所してくれたらありがたいと思う。特に夏休み、冬休みなど一日の開所時間にあるといいかと思う。
・定期的に市内の図書館から借りて子どもたちに読み聞かせをさせて頂いている。大変ありがたい。視覚障害、聴覚障害の子でも楽しめる本が充実するととてもありがたい。返却場所が、近隣の施設（スーパーなど）駅などにも設置して頂ければ助かる。

⑤　松戸市内の高校生の読書実態調査について（結果概要）

1　調査対象　市内の高等学校２年生１クラス

調査学校は以下の９校

・千葉県立小金高等学校　・千葉県立松戸高等学校
・千葉県立松戸国際高等学校　・千葉県立松戸馬橋高等学校
・千葉県立松戸六実高等学校　・千葉県立松戸向陽高等学校
・松戸市立松戸高等学校　・聖徳大学附属女子高等学校
・専修大学松戸高等学校

※千葉県立松戸南高等学校は定時制のため、今回は調査対象外。

2　回答者数　３１８人

3　回答結果

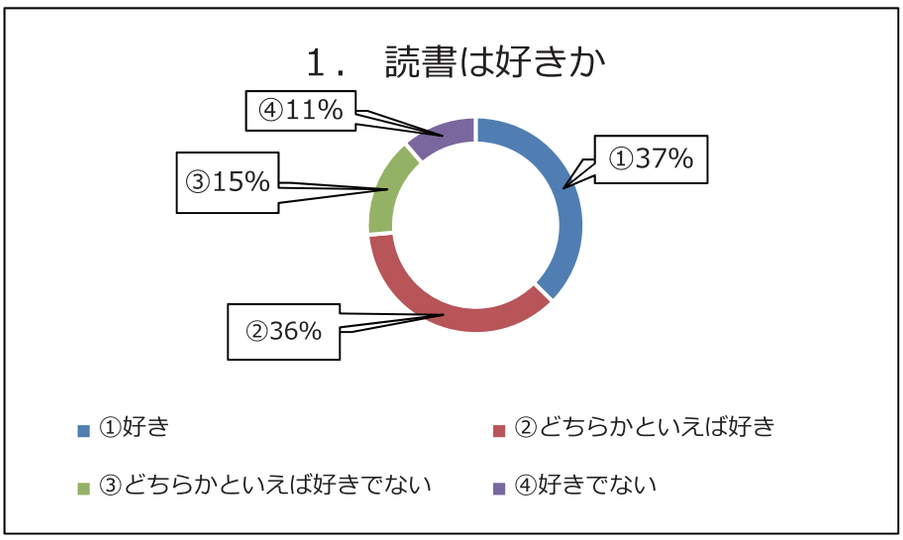

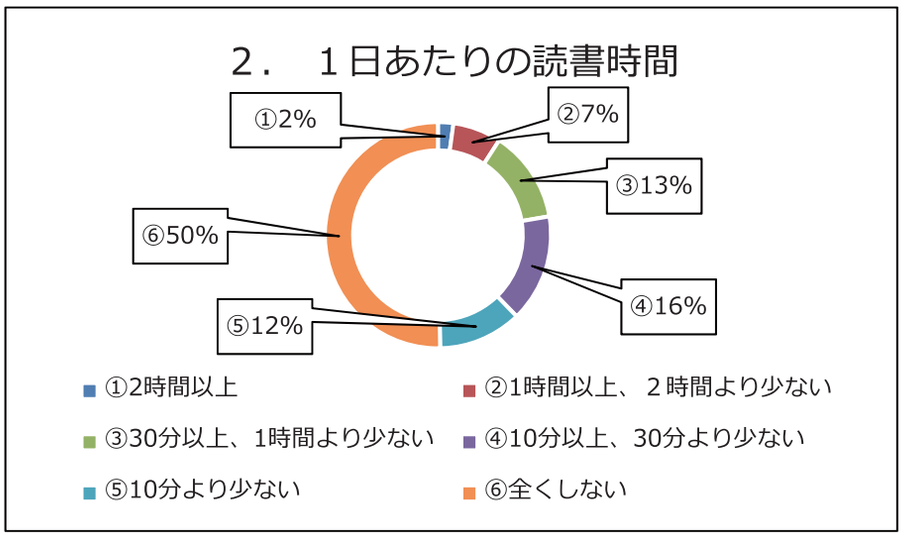

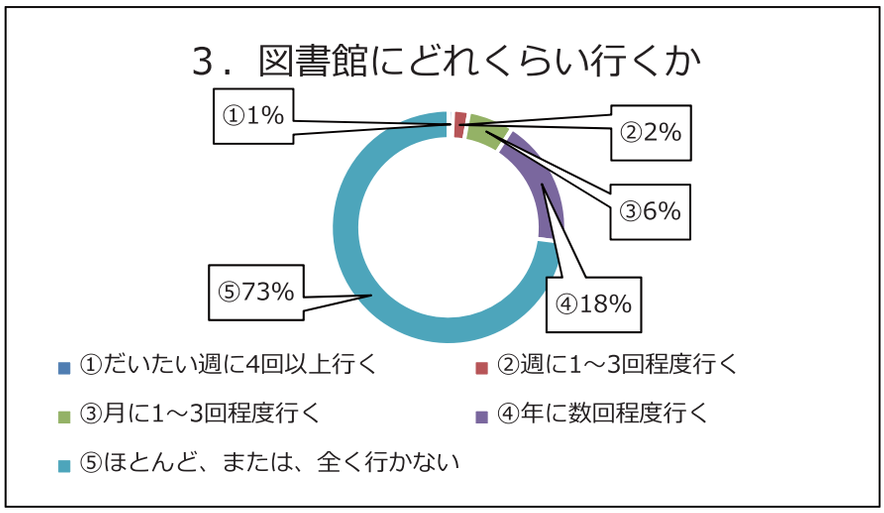
3．図書館にどれくらい行くか
①1%
②2%
③6%
④18%
⑤73%
①だいたい週に4回以上行く
②週に1～3回程度行く
③月に1～3回程度行く
④年に数回程度行く
⑤ほとんど、または、全く行かない

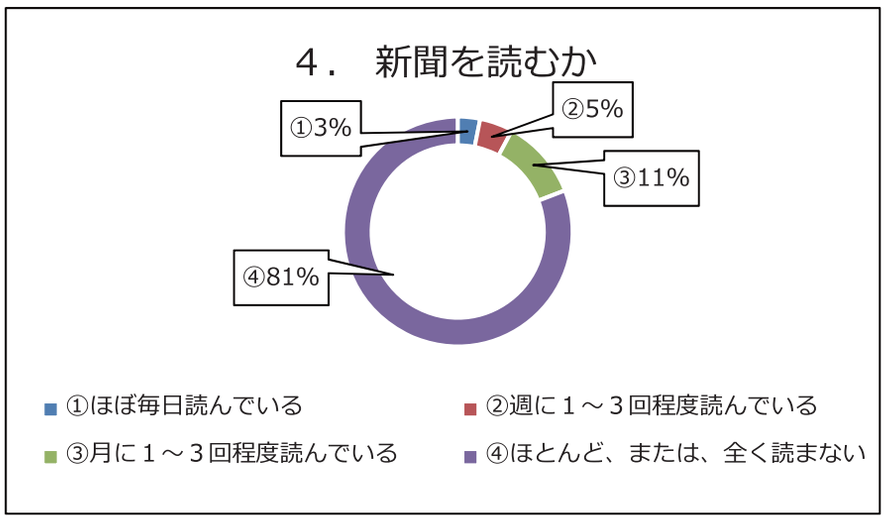
4． 新聞を読むか
①3%
②5%
③11%
④81%
①ほぼ毎日読んでいる
②週に１～３回程度読んでいる
③月に１～３回程度読んでいる
④ほとんど、または、全く読まない

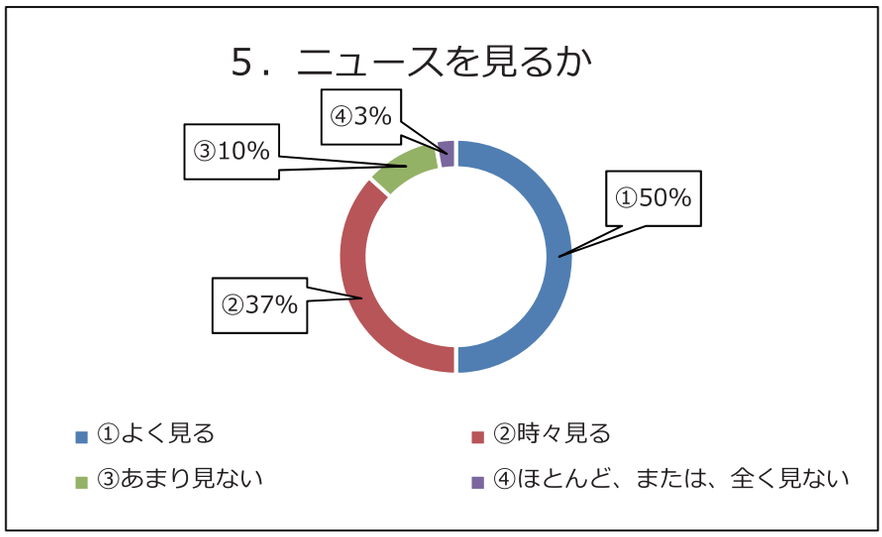
5．ニュースを見るか
④3%
③10%
①50%
②37%
①よく見る
②時々見る
③あまり見ない
④ほとんど、または、全く見ない

⑥　用語解説

[1] 不読率

「１か月に１冊も本を読まなかった子どもの割合」のこと。なお平成 26 年度以降、「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）より、「1 か月に、何冊くらい本を読みますか。（教科書や参考書,漫画や雑誌は除きます。）」の質問項目がなくなった。そのため本市では、同調査の「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます）」の問いに対して、「全くしない」と回答した児童・生徒の割合を不読率としている。

[2] 子ども本まつり

読書推進を喚起することを目的に、夏休み期間中、子ども読書推進センターを会場で作家や児童文学作品等を紹介する企画展示、講座を開催するイベントの総称。

[3] こども読書通帳

市立図書館で貸出した貸出履歴を、専用の「読書通帳機」を用いて通帳に印字するもの。

[4] 学校図書館専門員・支援員

学校図書館法第６条に規定される、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」を指す。令和元年度より、従来の「学校司書」から「学校図書館専門員」に名称変更を行い、資格及び従事する職務の内容により、新たに「支援員」の配置を行った。

[5] 学校貸出

市内に所在する学校を対象に、図書館から授業等で使用する本を貸出すること。1 校 200 冊まで 28 日間貸出を行っている。

[6] 小学校での読み聞かせ講座

松戸市内の小学校で読み聞かせ活動をしている人を対象に、プログラムの組み立て方、本の選び方、本の読み方、季節毎のおすすめの本の紹介等を行っている。

[7] ブックスタート

絵本を介して親子の絆を深め、絵本に親しむきっかけとすることを目的に、地域に生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を対象に、絵本と関連情報を配布する事業。

[8] パネルシアター

パネル布を貼った舞台を使って、紙人形を貼ったり外したりすることでお話しを展開させるもの。

[9] こどもの読書週間

４月 23 日から５月 12 日の期間。子どもの読書の推進、保護者への普及啓発を行うイベントが集中して開催されている。

[10] 大型絵本
「ビッグブック」ともいう。作者に許可を得て拡大製作された絵本のこと。大人数を対象にした読み聞かせで使用する。

[11] 団体貸出
図書館などが地域の団体やグループなどに図書資料等をまとめて貸出をすること。

[12] 家庭文庫
地域の有志の方々が自宅等を開放し、地域の子どもたちに児童図書を貸し出したり、読み聞かせを行ったりする活動のこと。

[13] ブックスタート・パック
松戸市ブックスタート事業で配布する絵本や子育て情報のリーフレットをコットンバッグに入れたもの。

[14] SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などの、インターネット上のコミュニケーションを促す会員制のサービス。

[15] 理科読
理科の実験と、理解を深めるための絵本の読み聞かせを行うことで、理科の本に親しんでもらうための読書活動のこと。

[16] 町探検
小学校２年生が社会科で行う地域見学の際に、図書館に興味関心のある児童がグループ単位で来館しカウンターの職員が児童の質問に答えること。

[17] 図書館見学
国語科や生活科の授業で１クラス単位で図書館の働きや使い方について学びに来ること。図書館の本の並び方の説明、本の借り方返し方、本の探し方などの図書館の使い方の説明の後、ブックトークまたは読み聞かせを行い、自由に図書館の本を手に取る時間を設けている。現在は本館のみでの実施となり、職員が説明を行う。

[18] ブックトーク
特定のテーマに合わせて数冊の本のあらすじを紹介すること。

[19] 司書教諭
学校図書館の専門的職務を行う資格を有した教員のこと。学校図書館法により、学級数が 12 学級以上の学校には、必ず司書教諭を置かなければならないとされている。

[20] 知的書評合戦（ビブリオバトル）
おすすめの本を持ち寄って紹介し、一番読みたいと思った本に投票をしてチャンプ本（最多票を集めたもの）を決めるゲーム。

[21] 学習支援専門員

松戸市教育委員会において学校との連携の推進や生涯学習活動の支援等の教育普及活動を行うための専門員のこと。

[22] レファレンス

利用者の求めに応じて、図書館員が事実調査や本に関する情報などを提供する業務。

[23] POP 広告（POP）

紙に商品名や価格、キャッチコピーや説明文、絵などを手書きした広告媒体のこと。

[24] ヤングアダルトコーナー（YA コーナー）

主に中高生にあたる 10 代の子どもたち向けに揃えられた図書コーナーのこと。「ティーンズコーナー」ともいう。

[25] 貸出セット

授業の単元に沿った内容の資料（約 30 冊前後）をまとめて学校に貸し出すもの。

[26] 情報リテラシー

大量の情報の中から、必要な情報を検索、評価、整理、活用する能力のこと。

[27] 読書週間

10 月 27 日から 11 月 9 日の期間。子どもから大人まで、読書を啓発するイベントが集中して開催される。

[28] ペープサート

人物や動物の絵を描いた紙に、棒をつけたものを動かして演じる紙人形劇のこと。

[29] 大活字本

高齢者や弱視者にも読みやすいよう、文字の大きさや行間などを調整し、大きな活字に組みなおして出版された本。小中学生向けには、「大きな文字の青い鳥文庫」シリーズ（読書工房）などが出版されている。

[30] LL ブック

知的障害や発達障害のある人にもわかりやすく、ひらがなやわかち書き、写真やピクトグラムを使うなどして書かれた本のこと。「LL」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。

[31] リーディングトラッカー

「スリット」ともいう。読みたい行に集中しやすいように、前後の行を覆い隠す読書補助具。

[32] 布絵本

布などを使って製作された絵本のこと。ひもやボタン、マジックテープなどを使用し、結んだり留めたりして楽しむことができるものもある。

[33] マルチメディア DAISY（デイジー）図書

パソコンやタブレット端末の画面上で、文章を目で追い、耳で音声聞いて、絵とおはなしを楽しむことができる図書のこと。音声の再生スピードや、文字の大きさ、画面の背景の色など、読みやすいように設定を変更することができる。

[34] サピエ

厚生労働省補助事業「視覚障害者情報提供ネットワーク整備事業」。視覚障害者を始めとした、目で文字を読むことが困難な人を対象に、点字データ、デイジーデータ等の情報を提供するネットワークのこと。

[35] 対面朗読

目の不自由な方などに、朗読者が対面しながら希望の資料を読むこと。

[36] 音声拡大読書器

読み取り器に原稿を置くと、活字部分を合成音声で読み上げる機器。拡大表示機能もある。

松戸市子どもの読書活動推進計画

発　行　日　：　令和２年３月

発　　行　：　松戸市教育委員会

編　　集　：　松戸市　生涯学習部　図書館

〒271-0092　松戸市松戸 2060

TEL 047-365-5115